JVCKENWOOD

第13回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

日　時

2021年６月25日（金曜日）午前10時

（受付開始予定時刻　午前９時）

場　所

東京都港区港南二丁目15番4号

品川インターシティホール

（巻末の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

目　次

株主の皆様へ …… 1
第13回定時株主総会招集ご通知 …… 2
新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について …… 3
議決権行使のご案内 …… 6
株主総会参考書類
第１号議案 取締役９名選任の件 …… 9
第２号議案 監査役１名選任の件 …… 22
第３号議案 2021年３月期（第13期）役員賞与支給の件 …… 27
第４号議案 取締役の報酬額改定の件 …… 29
第５号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件 … 30
提供書面
事業報告
　１．企業集団の現況に関する事項 …… 33
　２．会社の株式に関する事項 …… 53
　３．会社の新株予約権等に関する事項 …… 53
　４．会社役員に関する事項 …… 54
　５．会計監査人の状況 …… 60
連結計算書類 …… 61
計算書類 …… 63
監査報告書 …… 65

株式会社 JVCケンウッド

証券コード：6632

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/6632/

新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようご検討をお願いいたします。
また、株主総会会場において、感染拡大防止のための措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。
詳しくは３頁から５頁をご参照ください。

株主の皆様へ

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜りまして、心より御礼申しあげます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申しあげますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申しあげ、一日も早い回復をお祈りいたします。また、各国・地域で感染症の終息にむけ、医療関係、感染予防および社会システムの維持等にご尽力されている皆様に深く敬意を表し感謝申しあげます。

当社は、2021年度を開始年度とする新たな中期経営計画「VISION2023」を策定いたしました。策定にあたり、企業ビジョンである『感動と安心を世界の人々へ』の実現に向けて、経営方針と行動指針を刷新し、「VISION2023」の基本戦略を『変革と成長』としました。

既存事業の収益基盤を強化していく「変革」と、新規商材と新規事業の創造により成長事業を拡大していく「成長」を両輪として、モビリティ＆テレマティクス領域のリーディングカンパニーを目指し、最適な事業ポートフォリオへの転換を図り、持続的な企業価値向上を目指します。

今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

企業ビジョン・経営方針・行動指針

企業ビジョン

感動と安心を世界の人々へ

経営方針

基本戦略　『変革と成長』

ものづくりを通じた新たな価値の創造
変化ある未来に立ち向かう企業風土の構築
イノベーションを実現する人材の育成と組織能力の強化

4つの行動指針

「変わる」　「創る」
「かせぐ」　「つなぐ」

代表取締役 社長執行役員
最高経営責任者（CEO）　**江口　祥一郎**

株主各位

証券コード：6632
2021年５月28日

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
株式会社 JVCケンウッド
代表取締役
社長執行役員 最高経営責任者（CEO）　　江口　祥一郎

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会につきましては、近時、日本政府による緊急事態宣言等、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から自粛が強く要請される事態に至っていることを踏まえ、慎重に検討いたしました結果、株主の皆様の安全面に配慮し、適切な感染防止策を施したうえで、開催することといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご来場を見合わせることをご検討いただき、極力、電磁的方法（インターネット等）または書面によって議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**６頁から８頁の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1 日時　**2021年６月25日（金曜日）午前10時　（受付開始予定時刻　午前９時）**

2 場所　**東京都港区港南二丁目15番４号　品川インターシティホール**（巻末の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項
1. 第13期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　2021年３月期（第13期）役員賞与支給の件
第４号議案　取締役の報酬額改定の件
第５号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以　上

- 株主総会参考書類、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査報告は65頁から69頁に記載のとおりであります。ただし、事業報告の「会社の体制および方針」、連結計算書類の連結持分変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jvckenwood.com/ir/stock/stockholder/）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に関して修正が生じた場合には、修正の内容を上記の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。
- 本株主総会の決議通知につきましても上記の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。
- 本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

本株主総会の会場となる東京都は、本株主総会の招集決議時点（2021年５月14日）において新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下にあります。当社は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しなければならないという要請に加え、株主の皆様の安全面に配慮をしたうえで適法に株主総会を開催するため、以下の対応をいたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、**本年はご来場を見合わせることをご検討くださいますよう、ご理解、ご協力をお願い申しあげます。**

株主の皆様へのお願い

本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、マスク着用などの感染予防および拡散防止策にご配慮いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬよう慎重なご判断をお願いいたします。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方、体調にご不安のある方におかれましては、本株主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください。

株主総会の会場の変更について

本株主総会の開催場所は２頁に記載のとおりですが、本招集通知発送後、行政の措置等による施設封鎖等により、やむを得ず開催場所が使用禁止となる可能性がございます。その場合は別会場を設定し、５頁に記載の当社ウェブサイト等にてご案内いたしますのでご留意ください。

議決権の事前行使について

本株主総会の議決権行使は、インターネット等または書面による方法も可能ですので、６頁から８頁を参照いただき、議決権の事前行使をご検討ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じますので、事前に議決権を行使いただく際には、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきますようお願いいたします。

事前のご質問について

株主の皆様からの事前のご質問につきましては、右記株主様専用ウェブサイトに設置しましたお問い合わせフォームをご利用いただくか、同封の「ご質問用紙」にご記入のうえ、郵送またはFAXにてお送りください。株主の皆様の関心が高いと判断した事項につきましては、株主総会前日までに５頁に記載の当社ウェブサイトで回答させていただく予定です。

株主総会当日のライブ配信について

本株主総会におきましては、株主の皆様の安全および利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」といいます。）を導入いたします。
参加をご希望される場合は、下記事項をご確認くださいますようお願い申しあげます。

1．本バーチャル株主総会とは

ご来場になれない株主様がＩＤとパスワードによる株主確認を経て、「株主様専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画をご視聴いただけるものです。

2．参加の手続き

（1）本バーチャル株主総会へご参加される株主様は、下記３．に記載のＩＤ（株主番号）とパスワード（郵便番号）を下記４．の「株主様専用ウェブサイト」で入力してください。
（2）本バーチャル株主総会へご参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。
したがいまして、当日は議決権を行使できませんので、2021年６月24日（木）午後６時までに書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
（3）本バーチャル株主総会へご参加される株主様からのご質問は、円滑な株主総会運営の都合上、株主総会当日にお受けすることはできませんので、左記「事前のご質問について」にしたがい、事前にご質問いただきますようお願い申しあげます。

3．ＩＤおよびパスワード

ＩＤ　　株主番号（議決権行使書用紙に記載の９桁の半角数字）
パスワード　郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号７桁の半角数字）

4．株主様専用ウェブサイト

ＵＲＬ　　https://6632.ksoukai.jp

5．その他

（1）通信環境やシステム障害等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（2）本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
（3）通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
（4）本バーチャル株主総会にご参加いただけるのは、2021年３月31日現在の当社株主名簿に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
（5）本バーチャル株主総会の実施につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

6．お問い合わせ先

バーチャル参加に関してのご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書用紙をお手元にご準備のうえで、下記の電話番号までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 バーチャル株主総会サポート　専用ダイヤル

0120-782-041（午前９時から午後５時まで（土・日・休日を除く））

なお、以下の事項につきましてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ

②株主総会当日における株主様側の環境等が原因と思われる接続不良、遅延、音声トラブル等に関するお問い合わせ

株主総会当日につきましては、株主様専用ウェブサイトに関する事項について専用のコールセンターをご用意いたしますので、株主様専用ウェブサイトからログインできないといったご質問等がある場合は、下記の電話番号までお問い合わせください。

株式会社ブイキューブ

03-4556-9224（午前９時から本株主総会終了まで）

株主総会会場での対応について

事業紹介の展示および飲料の提供はございませんのであらかじめご了承ください。

総会当日の状況に応じて以下の対策を講じます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

・当社役員、スタッフは全員マスク等を着用し対応いたします。株主様におかれましても、マスクの着用をお願いいたします。

・受付でアルコール消毒液噴霧による手指等の消毒および非接触型体温計による体温確認を実施いたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

・会場内では、間隔を空けてご着席いただきますので、会場内の表示に従ってご着席ください。

・座席の間隔を空ける都合上、例年よりも座席数が減少する予定です。本株主総会に限り、満席時に入場をお断りする可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

・感染リスク抑制のため、円滑な議事進行に努め、また、報告事項や議案の詳細な説明を省略することにより、例年より所要時間が短くなる可能性があります。

・本バーチャル株主総会の映像は、当社役員等、登壇者のみ撮影し、音声は会場全体の音声が配信の対象となりますのであらかじめご了承ください。

・ご来場株主様の会場でのご発言の際にはご出席受付番号のみをお申し出ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト「株主総会」ページ

https://www.jvckenwood.com/ir/stock/stockholder/

議決権行使のご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。
９頁から32頁の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。
なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは郵送（議決権行使書面）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
当日ご出席されない場合は、右記のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、右記の期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の代理行使について

- 議決権を有する株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会にご出席されない場合

当日ご出席されない場合は、①～③のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、以下の期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限
2021年６月24日（木曜日）
午後６時まで
議決権行使結果の集計の都合上、
お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

①インターネット等による議決権行使

７頁に記載の内容をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

②スマートフォンによる議決権行使（「スマート行使」）

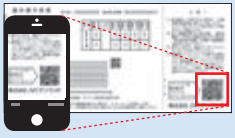

８頁に記載の内容をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

③書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の期限までに到着するように折り返しご返送ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイトアドレス	https://www.web54.net

携帯電話を用いたインターネットをご利用の場合
バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、賛否をご入力ください。

議決権の行使期限は、2021年６月24日（木曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

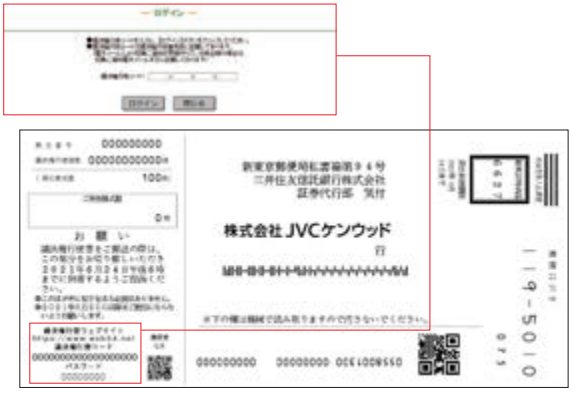

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1） 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
0120-652-031　（午前９時から午後５時まで（土・日・休日を除く））

（2） その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

三井住友信託銀行　証券代行部　専用ダイヤル
0120-782-031　（午前９時から午後５時まで（土・日・休日を除く））

スマートフォンによる議決権行使方法（「スマート行使」）のご案内

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

1. QRコード®を読み取る

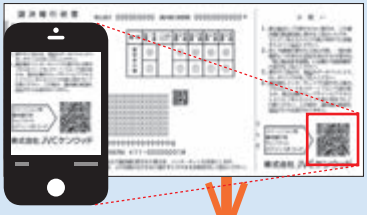

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

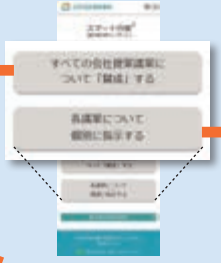

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。

3. 各議案の賛否を選択する

画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

画面の案内に従って行使完了です。

※　QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
インターネット等によって複数回数またはパソコン、スマートフォン、携帯電話等で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、当社定款で定める取締役の定員９名に対し、社外取締役３名を含む取締役９名（うち１名は新任）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者　岩田眞二郎氏、浜崎祐司氏および鬼塚ひろみ氏は、社外取締役候補者であります。
引きつづき社外取締役が取締役会議長を務めることにより、ガバナンスの強化を進めてまいります。
また、本議案の社外取締役候補者３名が原案どおり選任された場合には、当社は社外取締役３名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
取締役候補者は次のとおりであります。

（ご参考）選任後の取締役会の構成

候補者番号		氏名	現職	役職名（予定）	掲載頁
1	重任 社外 独立	岩田 眞二郎（いわた しんじろう）	取締役 指名・報酬諮問委員会　委員長	取締役（取締役会議長） 指名・報酬諮問委員会　委員	10
2	重任	江口 祥一郎（えぐち しょういちろう）	代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO※1） 指名・報酬諮問委員会　委員	変更なし	12
3	重任	野村 昌雄（のむら まさお）	取締役 専務執行役員 オートモーティブ分野責任者 IT部担当 事業改革担当	代表取締役 専務執行役員 オートモーティブ分野責任者 IT部担当 事業改革担当	13
4	重任	宮本 昌俊（みやもと まさとし）	取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO※2）	代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO）	14
5	重任	鈴木 昭（すずき あきら）	取締役 専務執行役員 パブリックサービス分野責任者 経営基盤改革室長	変更なし	15
6	再任	栗原 直一（くりはら なおかず）	常務執行役員 コーポレート部門担当（人事部、総務部、秘書室、サステナビリティ推進室担当） EMEA※3総支配人	取締役 常務執行役員 コーポレート部門担当（人事部、総務部、秘書室、サステナビリティ推進室担当） EMEA総支配人	16
7	重任	園田 剛男（そのだ よしお）	取締役 常務執行役員 最高技術責任者（CTO※4） 技術開発部担当 ものづくり革新部担当 知的財産部担当 法務部担当 調達・物流管理部担当	変更なし	17
8	重任 社外 独立	浜崎 祐司（はまさき ゆうじ）	取締役 指名・報酬諮問委員会　委員	取締役 指名・報酬諮問委員会　委員長	18
9	新任 社外 独立	鬼塚 ひろみ（おにつか ひろみ）	－	取締役 指名・報酬諮問委員会　委員	20

※１：Chief Executive Officer、※２：Chief Financial Officer、※３：Europe, Middle East and Africa、※４：Chief Technology Officer

候補者番号 1

岩田眞二郎（いわた しんじろう）

IWATA Shinjiro

重任　社外　独立

生年月日	1948年６月６日
取締役在任期間	４年
所有する当社普通株式の数	21,500株
当事業年度の取締役会出席	14回中13回 出席率92.9%
当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席	17回中17回 出席率100.0%

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972 年 ４ 月　株式会社日立製作所　入社
2001 年 ９ 月　Hitachi Data Systems Corporation　CEO（最高経営責任者）
2007 年10月　Hitachi Global Storage Technologies, Inc.（現　HGST, Inc.）エグゼクティブバイスプレジデント
2009 年 ４ 月　株式会社日立製作所　執行役常務　情報・通信グループサービス・グローバル部門CEO
2011 年 ４ 月　同社　執行役専務　情報・通信システム社　社長
2013 年 ４ 月　同社　代表執行役　執行役副社長　日立グループCIO※１、日立グループCISO※２
2013 年 ６ 月　株式会社日立物流　社外取締役
　株式会社日立国際電気　社外取締役（指名委員、報酬委員担当）（2014年６月退任）
2014 年 ６ 月　株式会社ベネッセホールディングス　社外取締役
2014 年10月　株式会社日立製作所　代表執行役　執行役副社長
　日立グループ　CIO、CTrO※３、Smart transformation Project強化本部長
2015 年 ６ 月　日立工機株式会社（現　工機ホールディングス株式会社）　取締役会長（社外取締役）
2016 年 ４ 月　株式会社日立製作所　アドバイザー（2018年６月退任）
　日立オートモーティブシステムズ株式会社（現　日立Astemo株式会社）　取締役（2017年３月退任）
2016 年 ６ 月　株式会社ベネッセホールディングス　取締役会長（社外取締役）（2020年６月退任）
　日立工機株式会社（現　工機ホールディングス株式会社）　取締役会長（2017年３月退任）
　株式会社日立物流　社外取締役（2018年６月退任）
2017 年 ６ 月　当社　社外取締役（現任）
2018 年 ２ 月　株式会社不二越　社外取締役（2019年４月退任）
2018 年 ７ 月　株式会社A. L. I. Technologies　社外取締役（現任）

※１：Chief Information Officer、※２：Chief Information Security Officer、
※３：Chief Transformation Officer

現在の地位・担当　取締役、指名・報酬諮問委員会　委員長

重要な兼職の状況　株式会社A. L. I. Technologies　社外取締役

（次頁へつづきます。）

社外取締役候補者に関する特記事項

岩田眞二郎氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営で得た情報通信領域および自動車関連領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の重任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

独立性に関する事項

岩田眞二郎氏の兼職先である株式会社A. L. I. Technologiesと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏が過去に役職員を務めた株式会社日立製作所と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係が、日立オートモーティブシステムズ株式会社（現　日立Astemo株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係が、株式会社日立国際電気と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に販売の取引関係が、株式会社日立物流と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入および販売の取引関係がそれぞれありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および各社の連結売上高の１％未満であり、当社および各社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が株式会社日立製作所の役職員を辞してから約３年、日立オートモーティブシステムズ株式会社の役職員を辞してから４年、株式会社日立国際電気の役職員を辞してから７年、株式会社日立物流の役職員を辞してから約３年が経過しており、現時点において各社との間に何らの関係もありません。また、同氏が過去に役職員を務めた株式会社不二越、Hitachi Data Systems Corporation、Hitachi Global Storage Technologies, Inc.（現　HGST, Inc.）、日立工機株式会社（現　工機ホールディングス株式会社）および株式会社ベネッセホールディングスと当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

候補者番号 2

江口祥一郎（えぐち しょういちろう）

EGUCHI Shoichiro

重任

生年月日	1955年12月7日
取締役在任期間	累計10年
所有する当社普通株式の数	200,170株
当事業年度の取締役会出席	14回中14回 出席率100.0%
当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席	12回※中12回 出席率100.0% ※社外取締役のみで審議した回数5回を除く

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年4月　トリオ株式会社（現　当社）　入社
2003年6月　株式会社ケンウッド（現　当社）　執行役員常務
2004年4月　同社　カーエレクトロニクス市販事業部長
Kenwood Electronics Europe B.V.（現　JVCKENWOOD Europe B.V.）　取締役社長
2004年6月　株式会社ケンウッド（現　当社）取締役　執行役員　常務
2005年10月　Kenwood U.S.A. Corporation（現　JVCKENWOOD USA Corporation）取締役社長
2007年6月　株式会社ケンウッド（現　当社）　執行役員　上席常務、CEO補佐（カーエレクトロニクス海外販売戦略担当）
2010年6月　当社　取締役　執行役員常務
2011年10月　当社　代表取締役　執行役員副社長、経営戦略部長、グループ経営統括室担当、業務執行役員　カーエレクトロニクス事業グループ最高業務執行責任者（COO）
2012年6月　当社　代表取締役　社長執行役員　最高経営責任者（CEO）
2014年5月　当社　代表取締役　執行役員　欧州CEO
2016年6月　当社　代表取締役　執行役員副社長、オートモーティブ分野　最高執行責任者（COO）、EMEA総支配人
2018年4月　当社　代表取締役　社長執行役員　最高執行責任者（COO）
2019年4月　当社　代表取締役　社長執行役員　最高経営責任者（CEO）（現任）

現在の地位・担当　代表取締役　社長執行役員　最高経営責任者（CEO）、指名・報酬諮問委員会　委員

重要な兼職の状況　該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループにおけるオートモーティブ分野および海外等での業務を通じて得た当社の事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き新経営体制の最高経営責任者（CEO）として活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

野村昌雄（のむら まさお）

NOMURA Masao

重任

生年月日	1959年５月16日
取締役在任期間	３年
所有する当社普通株式の数	48,700株
当事業年度の取締役会出席	14回中14回 出席率100.0%

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984 年 ４ 月　日商岩井株式会社（現　双日株式会社）入社
1998 年 ７ 月　同社　子会社　ベネルクス株式会社　取締役
2002 年 ４ 月　ITXイー・グローバレッジ株式会社　（現　イーグローバレッジ株式会社）　代表取締役社長
2002 年 ６ 月　テクマトリックス株式会社　非常勤取締役
2003 年 ６ 月　株式会社エヌジーシー　非常勤取締役
2010 年 ３ 月　株式会社ネクストジェン　非常勤取締役
2010 年 ３ 月　双日システムズ株式会社（現　日商エレクトロニクス株式会社）　非常勤取締役
2012 年 ６ 月　さくらインターネット株式会社　非常勤取締役
2013 年 ６ 月　国立大学法人山形大学　大学院　理工学研究科　非常勤講師
2014 年 ５ 月　当社　入社、カーエレクトロニクスセグメント　OEM事業統括部長
2017 年 ４ 月　当社　執行役員　オートモーティブ分野　OEM事業部長、同事業部　用品ビジネスユニット長
2018 年 ６ 月　当社　取締役　常務執行役員　オートモーティブ分野責任者、同分野　OEM事業部長、EMEA※1総支配人
2019 年 ４ 月　当社　取締役　専務執行役員　オートモーティブ分野責任者、同分野　OEM事業部長、DX※2ビジネス事業部担当、IT部担当
2021 年 ４ 月　当社　取締役　専務執行役員　オートモーティブ分野責任者、IT部担当、事業改革担当（現任）

※１：Europe, Middle East and Africa、※２：Digital Transformation

現在の地位・担当　取締役　専務執行役員　オートモーティブ分野責任者、IT部担当、事業改革担当

重要な兼職の状況　該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループおよび当社グループ外の法人、団体等における業務や企業経営を通じて得た電機・情報産業分野等およびオートモーティブ分野等での業務を通じて得た当社の事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社における取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き新経営体制のオートモーティブ分野責任者等として活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

宮本昌俊（みやもと まさとし）

MIYAMOTO Masatoshi

重任

生年月日	1963年３月16日
取締役在任期間	４年
所有する当社普通株式の数	81,600株
当事業年度の取締役会出席	14回中14回 出席率100.0%

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986 年４月　トリオ株式会社（現　当社）　入社
2002 年10月　株式会社ケンウッド（現　当社）　財務・経理統括部　財経企画室長
2004 年１月　同社　カーエレクトロニクス事業部　事業推進部長
2007 年６月　Kenwood Electronics Trading（Shanghai）Co., Ltd.　取締役社長
2011 年６月　当社　HM※1事業グループ　事業企画統括部長
2012 年６月　当社　業務執行役員　HM事業グループ　音響事業部長、同事業部AVC※2統括部長
2014 年５月　当社　執行役員常務　カーエレクトロニクスセグメント長
2015 年７月　当社　執行役員常務　財務経理部長、COO※3補佐（オートモーティブ直販事業強化）
2017 年４月　当社　常務執行役員　最高財務責任者（CFO※4）
2017 年６月　当社　取締役　常務執行役員　最高財務責任者（CFO）
2018 年４月　当社　取締役　専務執行役員　最高財務責任者（CFO）（現任）

※１：ホーム＆モバイル、※２：オーディオ　ビジュアル　コミュニケーション、
※３：Chief Operating Officer、※４：Chief Financial Officer

現在の地位・担当　取締役　専務執行役員　最高財務責任者（CFO）

重要な兼職の状況　該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループにおけるメディアサービス分野、オートモーティブ分野、国内外拠点および財務経理部門等での広範な業務を通じて得た当社の事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社の取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き新経営体制の最高財務責任者（CFO）として活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

鈴木（すずき） 昭（あきら）

SUZUKI Akira

重任

生年月日	1957年11月21日
取締役在任期間	1年
所有する当社普通株式の数	56,420株
当事業年度の取締役会出席	11回※中11回 出席率100.0% ※取締役に就任した2020年6月から2021年3月までの開催回数

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月　トリオ株式会社（現　当社）　入社
2006年10月　株式会社ケンウッド（現　当社）　コミュニケーションズ事業部　技師長、戦略技術開発センタ　技師長
2009年6月　同社　取締役　無線システム事業部長、同事業部　技師長
2011年10月　当社　業務執行役員、PS※1事業グループ　コミュニケーションズ事業部長、同事業部　技師長
2013年6月　当社　執行役員常務　IT担当、コミュニケーションズ事業部長
2015年4月　当社　執行役員常務　プロフェッショナルシステムセグメント長、同セグメント　無線システム事業統括部長
2015年7月　当社　執行役員常務　COO※2補佐（無線システム事業強化）
EF Johnson Technologies, Inc. 駐在
2016年7月　当社　執行役員常務　米州総支配人補佐　PS統括
2018年4月　当社　執行役員　パブリックサービス分野責任者
2019年4月　当社　常務執行役員　パブリックサービス分野責任者
2020年4月　当社　専務執行役員　パブリックサービス分野責任者、経営基盤改革室長
2020年6月　当社　取締役　専務執行役員　パブリックサービス分野責任者、経営基盤改革室長（現任）

※1：パブリックサービス、※2：Chief Operating Officer

現在の地位・担当　取締役　専務執行役員　パブリックサービス分野責任者　経営基盤改革室長

重要な兼職の状況　該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループにおけるパブリックサービス分野の技術部門等での業務を通じて得た当社の事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社における取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き新経営体制のパブリックサービス分野責任者等として活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

栗原直一（くりはら なおかず）

KURIHARA Naokazu

再任

生年月日	1958年２月８日
取締役在任期間	累計５年
所有する当社普通株式の数	65,038株
当事業年度の取締役会出席	―

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981 年 4 月　日本ビクター株式会社（現　当社）入社
2002 年10月　JVC Company of America社　社長
2006 年 6 月　日本ビクター株式会社　アジア中近東カンパニー　中東営業所長、南アフリカ駐在事務所長、JVC Gulf FZE　取締役社長
2008 年 6 月　JVC ASIA Pte. Ltd.　取締役社長
2010 年 6 月　日本ビクター株式会社　取締役、デジタル・イメージング事業部　イメージング統括部長
2011 年10月　当社　取締役　執行役員常務、業務執行役員　SOO※1　ホーム＆モバイル事業グループ　COO※2補佐（イメージング事業、プロジェクター事業、海外事業）、同グループ　プロジェクター統括部長
2012 年 6 月　当社　取締役　執行役員常務　CRO※3補佐、業務執行役員　ホーム＆モバイル事業グループ　最高業務執行責任者（COO）
2013 年 9 月　当社　取締役　執行役員上席常務　CRO補佐、総務部長、イメージング事業部長
2014 年 5 月　当社　取締役　執行役員　日本CEO※4
2017 年 4 月　当社　常務執行役員　米州総支配人
2020 年 4 月　当社　常務執行役員　コーポレート部門担当（人事部、総務部、秘書室、サステナビリティ推進室担当）、EMEA※5総支配人（現任）

※1：Senior Operating Officer、※2：Chief Operating Officer、※3：Chief Risk Officer、※4：Chief Executive Officer、※5：Europe, Middle East and Africa

現在の地位・担当　常務執行役員　コーポレート部門担当（人事部、総務部、秘書室、サステナビリティ推進室担当）　EMEA総支配人

重要な兼職の状況　該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループにおけるメディアサービス分野および海外等での業務を通じて得た当社の事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き新経営体制のコーポレート部門担当等として活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

園田剛男（そのだ よしお）

SONODA Yoshio

重任

生年月日	1964年11月22日
取締役在任期間	2年
所有する当社普通株式の数	30,700株
当事業年度の取締役会出席	14回中14回 出席率100.0%

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月　株式会社ケンウッド（現　当社）　入社
2006年1月　同社　CB※1開発センタ　要素技術開発部長
2012年12月　当社　CE※2事業グループ　技術本部　要素技術開発部長
2014年7月　当社　カーエレクトロニクスセグメント　技術戦略部長
2015年10月　当社　オートモーティブ分野　用品事業統括部　CPM※3
2016年10月　当社　オートモーティブ分野　技術本部長
2017年4月　当社　理事　オートモーティブ分野　技術本部長
2018年4月　当社　執行役員　オートモーティブ分野　技術本部長
2019年4月　当社　執行役員　最高技術責任者（CTO※4）、オートモーティブ分野　技術本部長、同分野　事業企画本部長、技術開発部担当、知的財産部担当
2019年6月　当社　取締役　執行役員　最高技術責任者（CTO）、オートモーティブ分野　技術本部長、同分野　事業企画本部長、技術開発部担当、知的財産部担当
2020年4月　当社　取締役　執行役員　最高技術責任者（CTO）、技術開発部担当、知的財産部担当、法務部担当、ものづくり革新部担当、調達・物流管理部担当
2021年4月　当社　取締役　常務執行役員　最高技術責任者（CTO）、技術開発部担当、ものづくり革新部担当、知的財産部担当、法務部担当、調達・物流管理部担当（現任）

※1：Consumer Business、※2：Car Electronics、※3：Chief Product / Project Manager、※4：Chief Technology Officer

現在の地位・担当　取締役　常務執行役員　最高技術責任者（CTO）、技術開発部担当、ものづくり革新部担当、知的財産部担当、法務部担当、調達・物流管理部担当

重要な兼職の状況　該当事項はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループにおけるオートモーティブ分野の技術部門等での業務を通じて得た当社の事業に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等ならびにこれまでの当社における取締役および執行役員としての企業経営経験を活かし、引き続き新経営体制の最高技術責任者（CTO）等として活躍することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

浜崎祐司（はまさきゆうじ）

HAMASAKI Yuji

重任　社外　独立

生年月日	1952年２月４日
取締役在任期間	２年
所有する当社普通株式の数	12,200株
当事業年度の取締役会出席	14回中14回 出席率100.0%
当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席	17回中17回 出席率100.0%

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976 年 4 月　住友電気工業株式会社　入社
2004 年 6 月　同社　執行役員　情報通信事業本部　副本部長
2005 年 6 月　同社　常務執行役員　ブロードバンド・ソリューション事業本部長、研究開発本部　副本部長
2006 年 6 月　同社　常務取締役　ブロードバンド・ソリューション事業本部長
2008 年 6 月　同社　常務取締役　情報通信研究開発本部長
2010 年 4 月　株式会社明電舎　専務執行役員
2010 年 6 月　同社　取締役　兼　専務執行役員
2011 年 4 月　同社　代表取締役副社長
2013 年 6 月　同社　代表取締役社長
2018 年 5 月　一般社団法人日本電機工業会　理事
2018 年 6 月　株式会社明電舎　代表取締役会長
2019 年 5 月　一般社団法人日本電機工業会　副会長
2019 年 6 月　当社　社外取締役（現任）
2020 年 6 月　一般社団法人日本電機工業会　会長（現任）
2021 年 4 月　株式会社明電舎　取締役会長（現任）

現在の地位・担当　取締役、指名・報酬諮問委員会　委員

重要な兼職の状況　株式会社明電舎　取締役会長
一般社団法人日本電機工業会　会長

（次頁へつづきます。）

社外取締役候補者に関する特記事項

浜崎祐司氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営で得た情報通信領域および重電領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の重任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

独立性に関する事項

浜崎祐司氏の兼職先である株式会社明電舎および一般社団法人日本電機工業会と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏が過去に役職員を務めた住友電気工業株式会社と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入の取引関係がありましたが、当時の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

候補者番号 9

鬼塚ひろみ（おにつか）

ONITSUKA Hiromi

新任　社外　独立

生年月日	1952年４月19日
取締役在任期間	－年
所有する当社普通株式の数	－
当事業年度の取締役会出席	－回 出席率－％
当事業年度の指名・報酬諮問委員会出席	－回 出席率－％

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976 年 ４ 月　東京芝浦電機株式会社（現　株式会社東芝）　入社
2005 年 ４ 月　東芝メディカルシステムズ株式会社（現　キヤノンメディカルシステムズ株式会社）　検体検査システム事業部長
2009 年 ６ 月　同社　常務執行役員　マーケティング統括責任者　兼　検体検査システム事業部長
2010 年 ４ 月　同社　常務執行役員　マーケティング統括責任者　兼　経営監査室長
2011 年 ６ 月　同社　非常勤嘱託
2012 年 ６ 月　ヤフー株式会社（現　Ｚホールディングス株式会社）　常勤監査役（独立役員）
2015 年 ６ 月　同社　社外取締役　常勤監査等委員　（2021年２月退任）
2018 年 ６ 月　株式会社イーブックイニシアティブジャパン　監査役（現任）
2019 年10月　ヤフー株式会社　監査役（現任）
2020 年 ６ 月　東京エレクトロンデバイス株式会社　社外取締役（現任）

現在の地位・担当　該当事項はありません。

重要な兼職の状況　株式会社イーブックイニシアティブジャパン　監査役
ヤフー株式会社　監査役
東京エレクトロンデバイス株式会社　社外取締役（独立役員）

（次頁へつづきます。）

社外取締役候補者に関する特記事項

鬼塚ひろみ氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営を通じて得た電機・情報産業分野等に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏は、新任の社外取締役候補者です。

責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

独立性に関する事項

鬼塚ひろみ氏の兼職先である東京エレクトロンデバイス株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社イーブックイニシアティブジャパンおよびヤフー株式会社と当社との間には、相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

同氏が過去に役職員を務めた東京芝浦電機株式会社（現　株式会社東芝）と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係があり、2013年３月期における当社と同社との取引額は約40億円で、当時の当社の連結売上高の１％を超えており、当時の同社の連結売上高の１％未満でありましたが、当連結会計年度の取引額は、当連結会計年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。

また、同氏が過去に役職員を務めた東芝メディカルシステムズ株式会社（現　キヤノンメディカルシステムズ株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから９年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。同氏が過去に役職員を務めた、Ｚホールディングス株式会社と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

（以上９名の各候補者に共通する注記）

1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．各社外取締役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去２年間に受けていた事実もありません。
3．当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主代表訴訟や第三者訴訟等により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2021年10月に当該保険契約を更新する予定です。

第２号議案　　監査役１名選任の件

監査役4名のうち、藤田聡氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社定款で定める監査役の定員６名に対し、社外監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者　藤岡哲哉氏は、新任の社外監査役候補者であります。

本議案の社外監査役候補者１名が原案どおり選任された場合には、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

（ご参考）選任後の監査役会の構成

	氏名	現職	役職名（予定）	掲載頁
非改選 常勤	今井　正樹（いまい　まさき）	常勤監査役	変更なし	－
非改選 社外 独立	齊藤　勝美（さいとう　かつみ）	監査役	変更なし	－
非改選 社外 独立	栗原　克己（くりはら　かつみ）	監査役	変更なし	－
新任 社外 独立	藤岡　哲哉（ふじおか　てつや）	－	監査役	23

藤岡哲哉（ふじおか てつや）

FUJIOKA Tetsuya

新任　社外　独立

生年月日	1958年９月29日
取締役在任期間	－年
監査役在任期間	－年
所有する当社普通株式の数	－
当事業年度の取締役会出席	－回 出席率－％
当事業年度の監査役会出席	－回 出席率－％

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981 年 ４ 月　日本電気株式会社　入社
2002 年 ４ 月　同社　ＮＥＣソリューションズ　経理部・営業経理部長、エヌイーシーリース株式会社（現　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社）　社外監査役（兼務）
2007 年 ６ 月　ＮＥＣヨーロッパ社（ロンドン）　出向　CFO
2010 年 ４ 月　日本電気株式会社　財務部長
2010 年 ６ 月　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社　社外取締役（兼務）
2013 年 ４ 月　日本電気株式会社　理事　兼　財務部長
2014 年 ５ 月　同社　理事
2014 年 ６ 月　同社　監査役（2018年６月退任）
公益財団法人ＮＥＣ　Ｃ＆Ｃ財団　監事
一般社団法人産業競争力懇談会　監事
公益社団法人芝法人会　副会長
2018 年 ６ 月　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社　嘱託（エグゼクティブコンサルタント）（2020年６月退任）

重要な兼職の状況　該当事項はありません。

（次頁へつづきます。）

社外監査役候補者に関する特記事項

藤岡哲哉氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

社外監査役候補者とした理由

当社は、藤岡哲哉氏の当社グループ外の上場企業の財務経理部門等での広範な業務を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地等ならびに常勤監査役としての経営経験等を活かすとともに、当社グループと離れた第三者の立場から取締役会および監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監査する立場で活躍することを期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、上記の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

独立性に関する事項

藤岡哲哉氏が過去に役職員を務めた日本電気株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏が過去に役職員を務めたＮＥＣキャピタルソリューション株式会社、ＮＥＣヨーロッパ社（ロンドン）、公益財団法人ＮＥＣ　Ｃ＆Ｃ財団、一般社団法人産業競争力懇談会および公益社団法人芝法人会と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。

また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。

以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。

なお、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

（候補者に関する注記）

1．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去２年間に受けていた事実もありません。
3．当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主代表訴訟や第三者訴訟等により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。なお、候補者の任期途中である2021年10月に当該保険契約を更新する予定です。

（ご参考１）

取締役会の実効性評価について

当社は、「ＪＶＣケンウッド　コーポレートガバナンス方針」第17条に基づき、取締役会の実効性評価および分析を2016年から実施しています。2021年１月に実施した６回目の実効性評価では、各取締役および監査役による自己評価に加え、第三者機関による個別インタビュー、回答内容の集計と分析を実施しました。取締役会の実効性評価の方法および結果の概要は以下のとおりです。

１．実効性評価方法の概要

各取締役および監査役による自己評価に加え、個別インタビューにより忌憚のない意見を引き出し、かつ、客観性を確保した評価を行うため、第三者機関による個別インタビュー、回答内容の集計と分析を加える方法により、前回までの評価結果からの変化について分析・評価を行いました。

自己評価とアンケートの内容は、当社のあるべき取締役会の役割、機能向上を見据えた評価項目案を構築し、第三者機関である外部専門家の意見も踏まえ、当社をとりまく内外環境等を分析・考慮したうえで作成しています。

２．実効性評価結果の概要

・全体として、当社の実効性は満足し得る水準にあると評価し得る。
・社内役員、社外役員を問わず、当社の取締役会のあり方、経営のあり方等についての問題意識をそれぞれに持っており、多様である。個々の設問に対する評価とコメントも重なり合う問題意識を持っていても、付されるスコアの方向性が必ずしも同一でない場面も見られた。
・多様な価値観を取締役会に取り込むことは、実質的な取締役会を実現するための極めて重要な前提条件であり、問題意識に多様性が見られ、しかも、社外取締役を議長としていることを筆頭に、多様性を取締役会に効果的に取り込むための仕組みを既に構築していることは、大きな強味と評価される。
・その上で、各回答に付随するコメントも総合すると、今後のさらなる実効性の向上のため、実施を検討してもいいと思われる事項は、次のとおり。

①取締役会における、より実質的かつ深度のある「議論」の時間の確保（報告事項の見直しと、それを踏まえた議事のあり方の再考）
②個別の業務執行案件以外で「議論」すべき項目の洗い出しと、実質的かつ深度のある「議論」の実施
③実質的かつ深度のある「議論」のための情報提供

当社グループは、今回の取締役会の実効性の評価結果を踏まえ、取締役会の実効性向上に不断の努力を継続します。

（ご参考２）

当社の独立性判断基準について

「ＪＶＣケンウッド　コーポレートガバナンス方針」第18条

当社は、原則として、経験、実績、専門的知見・見識等による経営の監督機能の実効性を確保する一方で、一般株主の利益相反のおそれのない独立性についても確保するため、独立性に関する基準または方針は、株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ５．(3)の２を基準に、当社の主要株主や主要取引先（連結売上高の１％以上の取引額がある取引先）の業務執行者であった経歴がないことを確認するなど行ったうえで、社外取締役および社外監査役の候補者を決定する。

※株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ５．（３）の２（2020年11月１日改正）

有価証券上場規程施行規則第436条の２の規定（独立役員の確保に関する取扱い）に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからdまでのいずれかに該当している場合におけるその状況

ａ．当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者

ｂ．当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

ｃ．最近においてａ又は前ｂに該当していた者

ｃの２　その就任の前10年以内のいずれかのときにおいて次の（ａ）又は（ｂ）に該当していた者

（ａ）当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）

（ｂ）当該会社の兄弟会社の業務執行者

ｄ．次の（ａ）から（ｆ）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

（ａ）ａから前ｃの２までに掲げる者

（ｂ）当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）

（ｃ）当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員と指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）

（ｄ）当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）

（ｅ）当該会社の兄弟会社の業務執行者

（ｆ）最近において（ｂ）、（ｃ）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者

第３号議案　2021年３月期（第13期）役員賞与支給の件

１．提案の理由

当社の取締役の報酬額は、2019年６月20日開催の第11回定時株主総会において、月額36百万円以内（うち社外取締役分月額８百万円以内）として、また、賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給しないものとしてご承認いただいております。

当社は、取締役の報酬等について、上記の株主総会でご承認いただいた報酬額の総額の範囲内で、内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、基本報酬、役位（会長、社長、副社長、専務および常務等）ならびに職位（代表権、最高経営責任者、取締役会議長および指名・報酬諮問委員会委員等）ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し支給しています。また、執行役員を兼務する取締役には、取締役の報酬とは別に、内規で算定された個別の基本報酬額に利益業績（コア営業利益および当期純利益の増減益額）に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで業績連動要素を加味した固定報酬額を執行役員報酬として支給しています。

当社は、2021年３月期（第13期）（以下、「当事業年度」といいます。）における執行役員報酬のインセンティブ加減にかかる目標設定にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績への影響を考慮して、内規を見直し、当該インセンティブ加減の実施を凍結しました。加えて、執行役員全員が固定報酬額の一部を自主返納するとともに、売上の下限リスクを想定したキャッシュ・アウト抑制と経費削減を推進する緊急対策として、全社で新型コロナウイルス感染症緊急対策（CEM※1）プロジェクトおよび事業体質強化を行ってまいりました。

かかる諸施策実施の結果、当事業年度の通期連結業績は、全社での緊急対策への取り組みにより、期初業績予想（2020年８月３日公表）を上回り、前年同期比では減収となりましたが、すべての利益指標で増益となりました（図表１参照）。

※１　COVID-19 Emergency Measuresの略

（図表１　当事業年度の通期連結業績の期初予想および実績　　(単位：百万円)

	期初予想	実績
売上収益	260,000	273,609
営業利益	2,000	4,893
税引前利益	850	4,533
親会社の所有者に帰属する当期利益	△1,400	2,154

２．提案の内容

当社は、従前は取締役に対して賞与を支給しないこととして株主総会で取締役の報酬額についてご承認いただいていますが、上記のとおり、当事業年度の業績、執行役員のインセンティブ加減の実施の凍結および固定報酬額の一部自主返納等を総合的に勘案して、上記の2019年６月20日開催の第11回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額とは別枠として、当事業年度末時点の執行役員を兼務する取締役５名に対して、役員賞与として最

大総額33,300千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大３か月分の合計額。）を限度として報酬等を支給することといたしたいと存じます（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役４名は、当該役員賞与の支給の対象外です。）。また、上記のとおり、株主総会でご承認いただいています取締役の報酬額は、月額報酬枠を定めるものであり、役員賞与として一時的な支払いに対応できないことから、本議案にてお諮りするものであります。さらに、本議案をご承認いただき役員賞与を支払った場合においても、取締役の報酬の年間支払総額は、従前に株主総会でご承認いただいている月額報酬の12か月分の範囲内としております。

なお、各取締役に対する金額は、各取締役の当事業年度の執行役員としての業績評価等を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会による諮問手続を経て取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、当事業年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書56頁）に記載のとおりであり、2021年５月14日開催の取締役会で、本議案をご承認いただくことを条件に、役員賞与を支払うことを含む内容に変更しました。本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、上記の諸般の事情を総合的に勘案して定めたものであることから、相当であると判断しております。

なお、2021年度にかかる取締役の個人別の報酬額の決定方針については、2021年５月14日開催の取締役会で、第４号議案および第５号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を変更することを決議しており、変更後の2021年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書50頁）に記載のとおりであります。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得ております。

なお、本議案をご承認いただくことを条件に、上記の執行役員を兼務する取締役への役員賞与支給と同様に、当事業年度末時点の取締役を兼務しない執行役員７名に対しても役員賞与として最大総額38,400千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大３か月分の合計額。）を支給する予定です。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2019年６月20日開催の第11回定時株主総会において、月額36百万円以内（うち社外取締役分月額８百万円以内）として、また、賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給しないものとしてご承認いただいております。

当社は、この度、2021年度を開始年度とする新たな中期経営計画「VISION2023」（以下、「VISION2023」※1といいます。）の策定に併せて役員報酬制度を見直すことで、役員一人一人が「VISION2023」目標達成の意識付けができると考え、経営責任と役割に応じた固定報酬に加え、短期および中長期にわたる持続的な業績向上を実現するための有効なインセンティブ制度を導入することといたしました。

新しい報酬制度は、固定報酬、短期インセンティブ（以下、「STI」※2といいます。）および中長期インセンティブ（以下、「LTI」※3といいます。）による３層構造として、その報酬内訳を明確にすることといたします。なお、STIおよびLTIは、インセンティブ報酬という性質上、業績責任を負う執行役員を兼務する取締役およびその他の執行役員のみに支給することとし、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う社外取締役および執行役員を兼務しない取締役には支給しないものといたします。

本議案では、固定報酬に加えて上記STIを賞与として金銭で支給し、賞与を一体化した今後の取締役報酬の機動的な運用を可能とするため、月額から年額へ改め、従来の月額36百万円以内（うち社外取締役分月額８百万円以内）から、賞与その他の金銭報酬を含めた報酬等として年額432百万円以内（うち社外取締役分年額96百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

上記の取締役の報酬額には、使用人を兼務する取締役の使用人部分の報酬（執行役員分の報酬を含む。）を含めることといたします。なお、第５号議案でご承認をお願いする株式報酬等については別枠といたします。

なお、当事業年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書56頁）に記載のとおりでありますが、2021年５月14日開催の当社取締役会で、本議案および第5号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を変更することを決議しており、変更後の2021年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書50頁）に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の方針において定められた個人別の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得ております。

なお、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は９名（うち社外取締役は３名）となり、執行役員を兼務する取締役は６名となります。

※１　「VISION2023」の詳細は、本書40頁をご覧ください。
※２　STI：Short Term Incentiveの略。
※３　LTI：Long Term Incentiveの略。

第５号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第４号議案にてご承認をお願いしております取締役の金銭報酬限度枠とは別枠で、新たに本制度による株式報酬を、当社の定める５事業年度以内の期間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。当初の対象期間は、2022年３月31日で終了する事業年度から2024年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とします。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年５月14日開催の取締役会で、第４号議案および本議案をご承認いただくことを条件に、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要を変更することを決議しており、変更後の2021年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書50頁）に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の方針において定められた取締役の個人別の報酬等を付与するための報酬枠として必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得ております。

なお、第１号議案「取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は６名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

２．本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除く。）
② 当初の対象期間	2022年３月末日に終了する事業年度から2024年３月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間（３事業年度）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金96百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数および交付する株式数の上限	１事業年度あたり290,000ポイント（１ポイントは当社株式１株とし、１事業年度あたりのポイント数の上限に相当する株式数は290,000株。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整される。）
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、当初の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金96百万円を上限とする金銭を当初の対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、当初の対象期間後も、対象期間を５事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金32百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり290,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が任期満了以外の事由により退任する場合（業務上の傷病等により当社の取締役会にてやむを得ないと判断した場合を除く。）または違法行為その他の当社に対する不利益、不都合の所為があった場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。したがって、取締役に付与される１事業年度あたりのポイント数の上限に相当する株式数は290,000株です。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以　上

（会社法第437条および第444条に基づく提供書面）

事業報告 （2020年４月１日から2021年３月31日まで）

当社グループは、財務情報の国際的な比較可能性の向上やグループ内の会計基準統一による経営基盤の強化のため、従来の日本基準に替えて、2019年３月期から国際財務報告基準（以下、「IFRS」といいます。）を適用しています。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社の全社売上収益は、前連結会計年度第４四半期に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を主に上半期に大きく受けたことから、前年同期比で減収となりました。しかしながら、下半期は各分野で販売が回復したことから、前年同期比で増収となりました。当連結会計年度における全社営業利益については、全社売上収益の減収の影響を受けましたが、前年同期比で増益となりました。

なお、当連結会計年度の決算に使用した損益為替レートは以下のとおりです。

		第１四半期（2020年４月１日から2020年６月30日まで）	第２四半期（2020年７月１日から2020年９月30日まで）	第３四半期（2020年10月１日から2020年12月31日まで）	第４四半期（2021年1月１日から2021年3月31日まで）
損益為替レート	米ドル	約108円	約106円	約105円	約106円
	ユーロ	約119円	約124円	約125円	約128円
前連結会計年度（参考）	米ドル	約110円	約107円	約109円	約109円
	ユーロ	約124円	約119円	約120円	約120円

売上収益

2,736億9百万円（前連結会計年度比**6.1**％減）

当連結会計年度における売上収益は、主に上半期に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことから、下半期は販売が回復したものの、前年同期比で約177億円減（6.1％減収）となる2,736億９百万円となりました。

また、当第４四半期連結会計期間では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の環境下、半導体を中心とした部品の納入遅延による工場稼働率の低下および物流の滞留と遅延により当社グループのサプライチェーンは大きく影響を受けましたが、第３四半期連結会計期間に引き続き需要および販売が堅調に推移したことなどにより、前年同期比で約68億円増（9.4％増収）となる787億23百万円となりました。

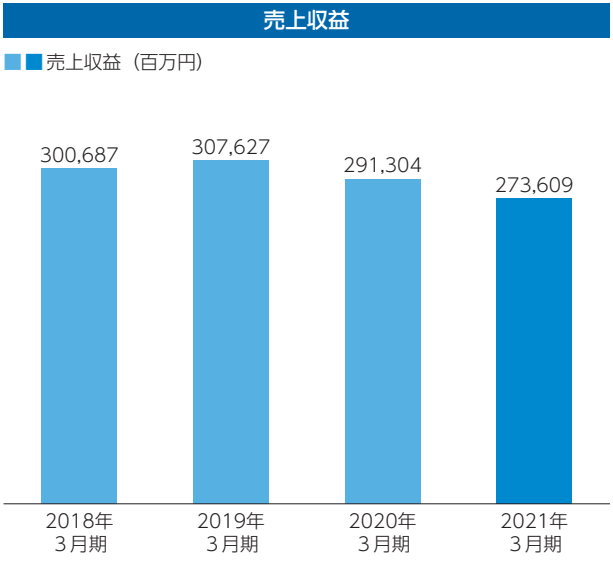

営業損益

48億93百万円（前連結会計年度比**19.9**%増）

当連結会計年度における営業利益は、上半期に減収減益となったことに加え、減損損失を計上したことによるその他の費用の悪化の影響を受けました。しかしながら下半期の販売回復に加えて、期初から継続している新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトの効果発現などにより、通期では前年同期比で約８億円増（19.9%増益）となる48億93百万円となりました。

なお、セグメントの業績評価は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除した「コア営業利益」※を使用して説明します。

当連結会計年度におけるコア営業利益は、パブリックサービス分野およびメディアサービス分野が減益となりましたが、オートモーティブ分野が下半期の販売回復にともない増益となり、DXビジネスの伸長によりその他分野が大幅増益となったことから、前年同期比で約18億円増（31.5%増益）となる74億73百万円となりました。

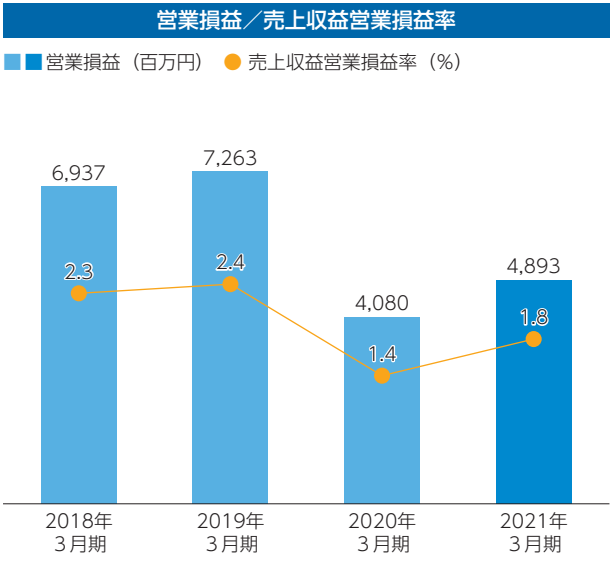

※「コア営業利益」
コア営業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除した段階利益指標で、各セグメントの恒常的な業績や将来の見通しの把握および継続的な事業ポートフォリオ評価を目的として導入し、従来の日本基準の営業利益に代わる利益指標としております。なお、コア営業利益には、営業利益に含まれるその他の収益、その他の費用、為替差損益など、主に一時的に発生する要因を含みません。

税引前損益

45億33百万円　(前連結会計年度比**57.6**％増)

当連結会計年度における税引前利益は、営業利益が増加したことなどから、前年同期比で約17億円増（57.6%増益）となる45億33百万円となりました。

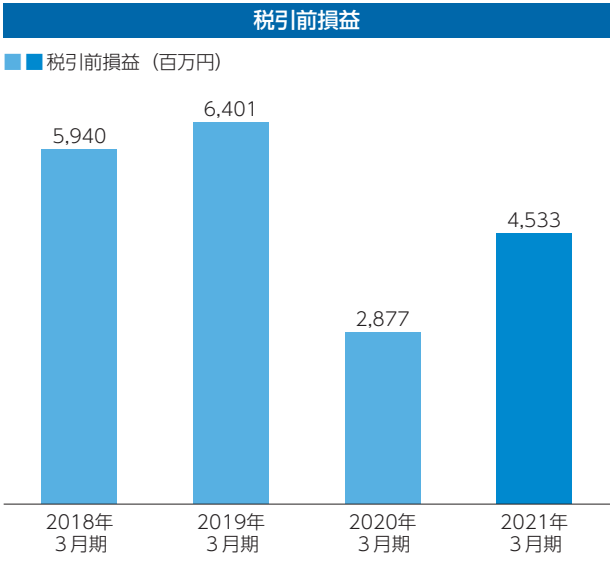

親会社の所有者に帰属する当期損益

21億54百万円　(前連結会計年度比**125.8**％増)

当連結会計年度における親会社の所有者に帰属する当期利益は、税引前利益が増加したことなどから、前年同期比で約12億円増（125.8%増益）となる21億54百万円となりました。

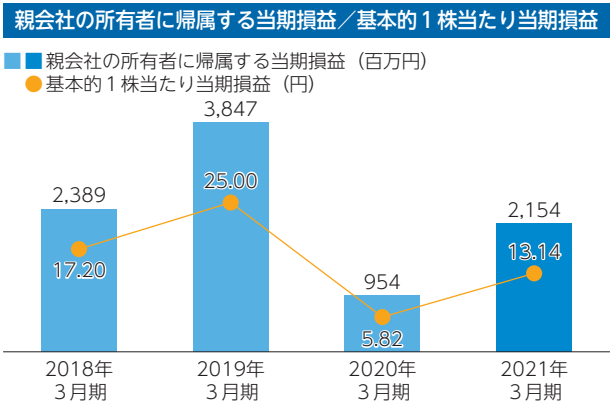

オートモーティブ分野

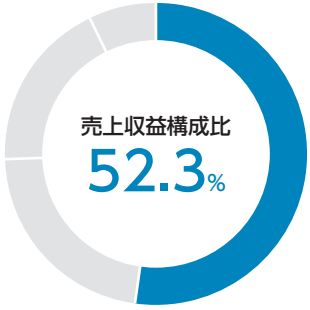

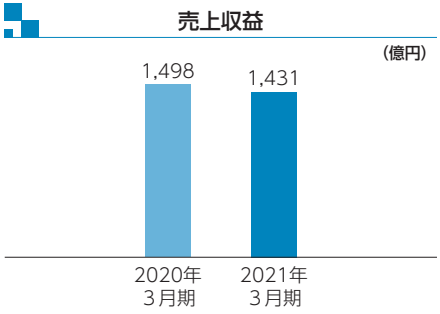

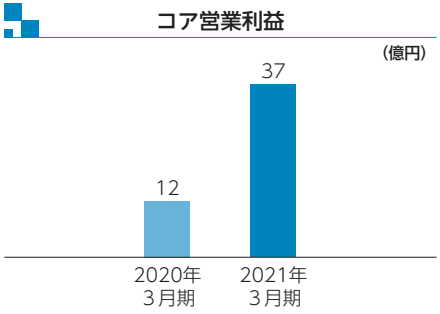

売上収益

1,431億11百万円（前連結会計年度比**4.5**%減）

アフターマーケット事業は、第１四半期連結会計期間中における新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう影響を大きく受けましたが、下半期に販売が回復したことから前年同期比で増収となりました。

OEM事業は、主に第１四半期連結会計期間に新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう自動車メーカーの新車販売台数減少の影響を受けたことなどから、当連結会計年度では前年同期比で減収となりました。

コア営業利益

36億83百万円（前連結会計年度比 **209.5**%増）

アフターマーケット事業は、増収となったことに加えて経費削減の効果などにより、大幅な増益となりました。

OEM事業は、減収の影響を受けましたが、下半期には増収となったことに加えて経費削減の効果などにより、増益となりました。

パブリックサービス分野

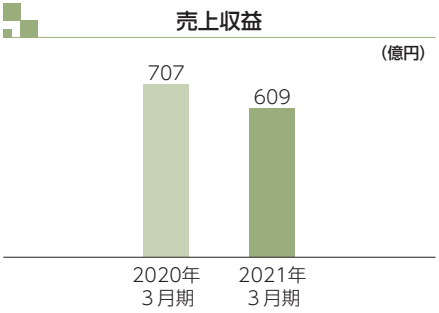

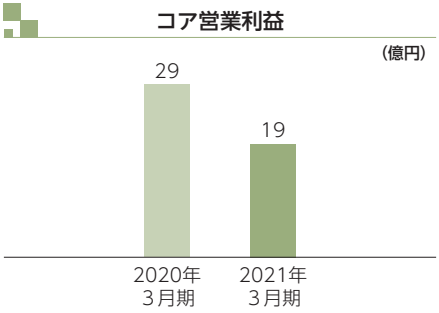

売上収益

608億81百万円（前連結会計年度比 **13.9**％減）

無線システム事業は、第１四半期連結会計期間にマレーシア政府が発令した活動制限令によって主力工場のマレーシア工場が閉鎖となった影響に加え、全世界での新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう販売活動停滞の影響などから、下半期には販売が回復したものの、前年同期比で減収となりました。

業務用システム事業は、国内で発令された緊急事態宣言に起因する設備投資減少の影響などから、前年同期比で減収となりました。

コア営業利益

18億65百万円（前連結会計年度比 **36.3**％減）

無線システム事業は、減収の影響を受けたものの、経費削減効果および事業体質強化活動の効果が発現したことなどから、当第４四半期連結会計期間では前年同期比で増益となり、当連結会計年度でも前年同期並みの実績まで回復しました。

業務用システム事業は、減収の影響から減益となりました。

メディアサービス分野

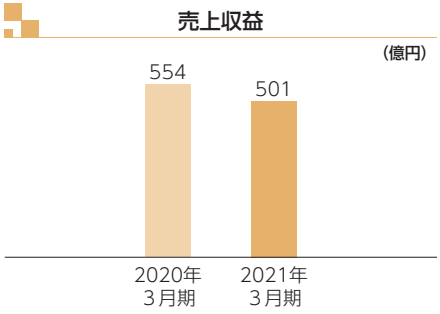

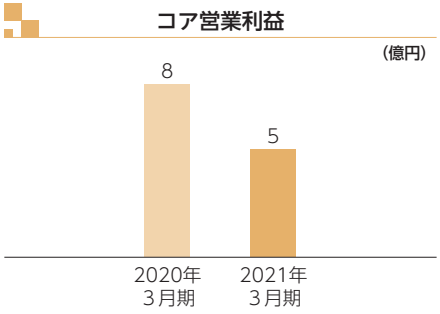

売上収益

500億93百万円（前連結会計年度比**9.6**%減）

メディア事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大にともないBtoB事業での市況悪化の影響を受けましたが、テレワークや巣ごもり需要の増加によりBtoC事業の販売が好調に推移したことから、前年同期比で約１億円の減収に留まりました。

エンタテインメント事業は、イベントやライブの中止の影響などによる非音源ビジネスの停滞が通年にわたり継続したことから、前年同期比で減収となりました。

コア営業利益

5億3百万円（前連結会計年度比**40.2**%減）

メディア事業は、減収の影響を受けましたが、下半期には増収となったことに加え、経費削減の効果が発現したことなどにより増益となりました。

エンタテインメント事業は、減収の影響から減益となりました。

(2) 会社の対処すべき課題

中長期的な経営戦略と持続的な企業価値向上

当社は、2021年度を開始年度とする新たな中期経営計画「VISION2023」（以下、「VISION2023」といいます。）を策定しました。

1．「VISION2023」の基本戦略

「VISION2023」は、基本戦略を『変革と成長』とし、既存事業の収益基盤を強化していく「変革」と、新規商材と新規事業の創造による成長事業を拡大していく「成長」を両輪として、モビリティ＆テレマティクス領域のリーディングカンパニーを目指し、最適な事業ポートフォリオへの転換によって持続的な企業価値向上を目指します。

①変革：構造改革による収益基盤の強化

・事業ポートフォリオの再定義による収益基盤の再構築
・自動化推進、国内生産回帰を軸にしたものづくり改革の深化
・グローバル生産拠点の再編・統廃合による製造コスト力の変革

②成長：新規商材・新販売チャネルの拡大と新規事業の創造による成長事業の拡大

・IoTプラットフォームサービス事業への展開によるDXビジネスの進化
・With/Afterコロナに向けた新規商材・新規販売チャネルの拡大
・資本コストを意識した投下資本効率向上、ROE向上

2．事業ポートフォリオの再定義と成長事業の拡大

「VISION2023」では、市場の魅力度（売上成長率等）と自社の収益性・資本効率性により事業ポートフォリオを再定義し、成長事業へ経営資源を集中して持続的な企業価値の向上に取り組んでいきます。

また、当社は、SDGs※達成への貢献の観点から、交通事故の削減、渋滞の緩和、ドライバーの安全確保、環境負荷の低減などの社会的課題を解決する企業への変革を目指します。そのため、高成長分野であるDXビジネスのテレマティクス事業をオートモーティブ分野へ編入し、モビリティ＆テレマティクスサービス分野としてさらなる事業領域の拡大を図り、2,000億円規模の売上収益を目指します。

そして、2023年には、新規商材の開発と新規事業の創造による成長事業の売上比率を25%程度に引き上げて、エクセレント・カンパニーへの飛躍に向けて高収益事業による成長を図っていきます。

※2015年９月の国連総会において全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略

3．テレマティクスサービス事業の拡大

「VISION2023」では、用品・市販業界でトップシェアの実績を誇る車載用ドライブレコーダー、また、累計100万台規模の通信型ドライブレコーダーを有効活用し、高機能ドライブレコーダーサービス事業、さらに、IoTプラットフォームサービス事業としてデータサービスビジネスへと事業領域の拡張を図ることでテレマティクスサービス事業を拡大していきます。

4．「VISION2023」で目指す経営指標

当社が「VISION2023」において目指す主な経営指標は以下のとおりです。

売上収益	コア営業利益	親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）
3,200億円以上 （2023年度）	**120億円**以上 （2023年度）	**10%**以上 （2023年度）
2,736億円 （2020年度）	75億円 （2020年度）	3.6% （2020年度）

配当性向（連結）	親会社所有者帰属持分比率	営業キャッシュ・フロー	有利子負債資本倍率（D/Eレシオ）
30%目安 （2021年度-2023年度）	**30%**以上 （2023年度）	**700億円**以上 （2021年度-2023年度の累計）	**1.0**以下 （2023年度）
38.1% （2020年度）	24.5% （2020年度）	358億円 （2020年度）	1.2 （2020年度）

5．財務戦略とキャッシュ・フロー・アロケーション

「VISION2023」では、2023年度までの3年間は、収益構造改革による「稼げる体質」の確立を目指し、安定した事業収益を稼げる収益基盤の再構築のフェーズと位置づけています。

「VISION2023」における主な財務戦略とキャッシュ・フロー・アロケーションの考え方は以下のとおりです。

①財務戦略

「VISION2023」では、資本コストを意識した上で、収益力・資本効率を重視した経営資源の配分をタイムリーかつ的確に実行し、有利子負債および金融費用の低減を進めるとともに、期毎の返済の平準化を実現していきます。

＜重点施策と2023年度目標＞

- ROE　：10%以上
- 配当性向　：30%目安
- ネット有利子負債　：150億円以下（2023年度末）
- 事業部門別キャッシュ・フロー／ROAをKPI※とする予算・実績管理の強化
- 棚卸資産内容の健全化および削減の推進

※　KPI：Key Performance Indicator（重要業績評価指標）

②キャッシュ・フロー・アロケーションの考え方

「VISION2023」では、キャッシュ・フロー創出に重点を置いた上で、以下のとおり戦略投資や通常投資、配当／有利子負債返済などの使途を明確化したキャッシュ・フロー・アロケーションを実施していきます。

戦略投資には成長事業への投資や技術基盤開発のほか、構造改革費用（地域・事業改革、生産拠点改革、IT投資など）およびSDGs達成に向けた費用を織り込んでいきます。

6．各分野の主な取り組み

当社は、「VISION2023」のもと、事業ポートフォリオの再定義による戦略の明確化と資源の配分を行い、モビリティ＆テレマティクスサービス事業の拡大とDXビジネスの更なる進化による事業領域の拡大を目指していきます。

「VISION2023」における各事業分野の主な取り組みと方向性は以下のとおりです。

事業	主な取り組み	方向性
モビリティ＆テレマティクスサービス分野	■ 車両データの収集・分析とデータサービスビジネスの展開 ■ 通信型ドライブレコーダーを軸にしたテレマティクスサービスの提供による事業の拡大と発展	テレマティクスサービス事業の拡大 DXビジネスの更なる進化と事業領域の拡大 収益基盤の再構築
パブリックサービス分野	■ 北米公共安全市場（P25無線）シェア拡大 ■ 協業によるブロードバンド事業の強化 ■ バイオデバイス事業の創出	
メディアサービス分野	■ ウェルビーイング商品のラインナップ強化 ■ 6Gを見据えた次世代光通信関連事業拡大 ■ ストリーミング系アーティスト育成強化	
その他（DXビジネス）	■ 空間サービスの事業化 ■ IoTによる安心安全技術を用いたストック型ビジネスの構築	

7．サステナビリティ経営の推進

「VISION2023」では、「利益ある成長」と「グローバルでの社会的課題解決」を両輪とするサステナビリティ経営の推進活動を更に深化させ、中期経営目標の達成と、SDGs達成へ貢献することにより、企業価値向上を目指します。

また、当社グループは、「VISION2023」と連動した新たな環境中期計画を策定し、すべての製品と事業活動において環境法規制を遵守し、気候変動への対応をはじめとして、地球の財産である「エネルギー」「資源」「生物」の持続可能な利用と共生の実現に貢献します。

「VISION2023」の詳細は、当社ウェブサイト（https://www.jvckenwood.com）をご覧ください。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は10,268百万円で、主な内容は、工具・器具および備品等生産設備の拡充と更新にかかわるものです。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況（IFRS）

区　分	第10期 (2018年３月期)	第11期 (2019年３月期)	第12期 (2020年３月期)	第13期 (2021年３月期)
売上収益（百万円）	300,687	307,627	291,304	**273,609**
コア営業利益（百万円）	6,310	8,562	5,684	**7,473**
営業利益（百万円）	6,937	7,263	4,080	**4,893**
税引前利益（百万円）	5,940	6,401	2,877	**4,533**
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	2,389	3,847	954	**2,154**
基本的１株当たり当期利益（円）	17.20	25.00	5.82	**13.14**
希薄化後１株当たり当期利益（円）	—	24.96	—	—
資産合計（百万円）	239,933	250,617	249,660	**264,326**
資本合計（百万円）	53,792	65,321	59,999	**68,523**
親会社の所有者に帰属する持分（百万円）	50,634	62,009	56,485	**64,645**
１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	364.42	378.24	344.55	**394.33**

（注）「基本的１株当たり当期利益」および「希薄化後１株当たり当期利益」は、期中平均株式数に基づいて算出しています。なお、期中平均株式数は、自己株式を控除して計算しています。

② 当社の財産および損益の状況（日本基準）

区　分	第10期 (2018年３月期)	第11期 (2019年３月期)	第12期 (2020年３月期)	第13期 (2021年３月期)
売上高（百万円）	170,283	175,873	162,290	**148,419**
営業利益又は営業損失（△）（百万円）	586	△1,415	△2,709	**△3,365**
経常利益（百万円）	3,932	1,554	697	**281**
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	8,806	850	△1,830	**△3,758**
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	63.38	5.53	△11.17	**△22.92**
潜在株式調整後１株当たり当期純利益（円）	—	5.52	—	—
総資産額（百万円）	205,276	211,766	211,805	**214,553**
純資産額（百万円）	71,387	79,561	77,117	**72,779**
１株当たり純資産額（円）	513.78	485.30	470.39	**443.94**

（注）「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失」および「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づいて算出しています。なお、期中平均株式数は、自己株式を控除して計算しています。

[財務ハイライト]

資産合計／親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率

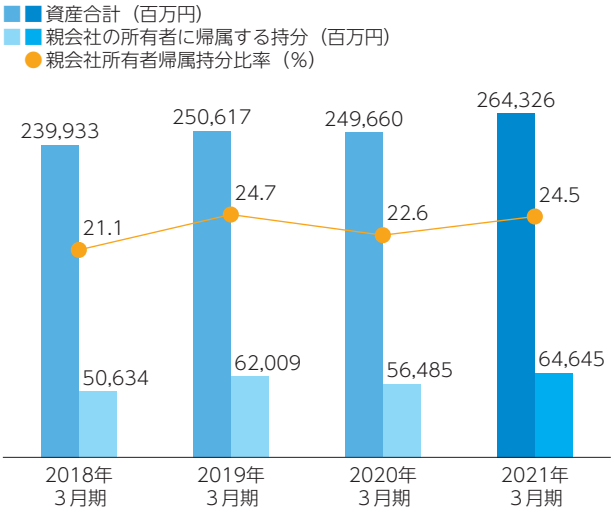

有利子負債／ネットデット

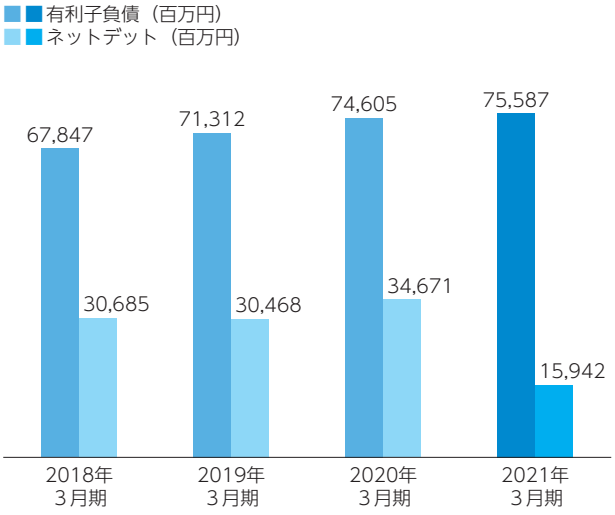

ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）

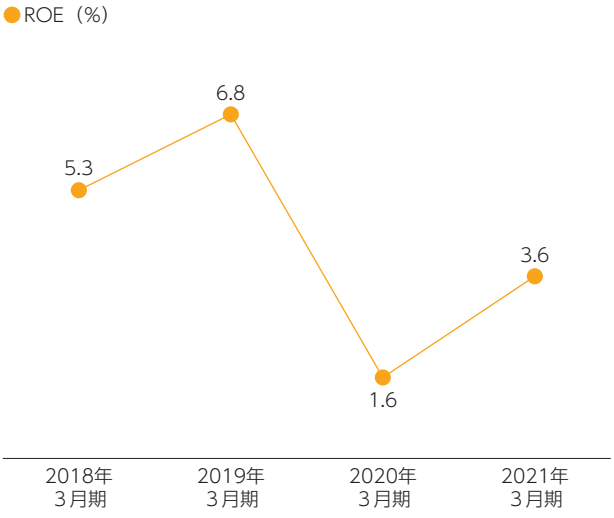

配当推移

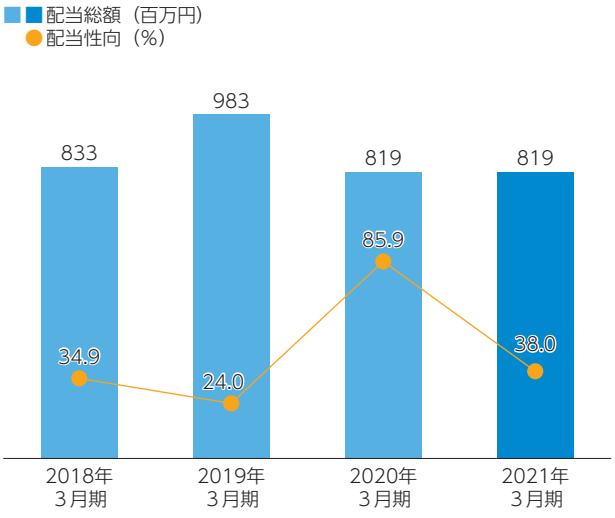

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ＪＶＣケンウッド・ビクターエンタテインメント	5,595百万円	100.0%	音楽・映像ソフトの企画・制作・販売、ライブ事業、ゲーム事業等
株式会社ＪＶＣケンウッド・クリエイティブメディア	1,207百万円	100.0%	記録済み光ディスクの開発・製造・販売および医療機器の製造販売
株式会社ＪＶＣケンウッド・公共産業システム	300百万円	100.0%	映像・音響・通信関連機器・システムソリューションの開発・製造・販売・施工・保守
JVCKENWOOD USA Corporation	94,600千米ドル	100.0%	卸売（アメリカ他）
JVCKENWOOD Europe B.V.	48,367千ユーロ	100.0%	卸売（オランダ他）
PT. JVC Electronics Indonesia	22,400千米ドル	100.0%	オートモーティブ関連機器の製造販売
Shanghai Kenwood Electronics Co., Ltd.	114,435千人民元	100.0%	オートモーティブ関連機器の製造販売
JVCKENWOOD Hong Kong Holdings Ltd.	29,090千米ドル	100.0%	オートモーティブ関連機器の製造販売および電子機器受託生産サービス
ASK Industries S.p.A.	13,000千ユーロ	100.0%	オートモーティブ関連機器の開発・製造・販売
EF Johnson Technologies, Inc.	0千米ドル	100.0%	業務用無線システムの開発・製造・販売

（注）当社の出資比率は、当社の間接所有の割合も含めて記載しています。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
オートモーティブ分野	カーＡＶシステム、カーナビゲーションシステム、ドライブレコーダーおよび車載用デバイス等の製造・販売
パブリックサービス分野	業務用無線機器、業務用映像監視機器、業務用オーディオ機器および医用画像表示モニター等の製造・販売
メディアサービス分野	業務用ビデオカメラ、プロジェクター、ヘッドホン、民生用ビデオカメラ、ホームオーディオおよびポータブル電源等の製造・販売、オーディオ・ビデオソフト等のコンテンツ、CD／DVD（パッケージソフト）等の受託ビジネスならびにCD／DVD（パッケージソフト）の製造等
その他	テレマティクスソリューション、サービスパーツ他

(12) 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社本店

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

② 国内事業所および生産拠点

名　　称		所 在 地
株式会社JVCケンウッド（当社）	本社・横浜事業所	神奈川県横浜市
	八王子事業所	東京都八王子市
	白山事業所	神奈川県横浜市
	久里浜事業所	神奈川県横須賀市
	横須賀事業所	神奈川県横須賀市
株式会社JVCケンウッド山形		山形県鶴岡市
株式会社JVCケンウッド長野		長野県伊那市
株式会社JVCケンウッド長岡		新潟県長岡市
株式会社JVCケンウッド・クリエイティブメディア		神奈川県横須賀市

③ 国内営業・その他拠点

名　　称	所 在 地
株式会社JVCケンウッド（当社）	東京、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡他主要都市
株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント	東京都渋谷区
株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	神奈川県横浜市
株式会社JVCケンウッド・ビデオテック	東京都渋谷区
株式会社JVCケンウッド・サービス	神奈川県横須賀市
株式会社JVCケンウッド・エンジニアリング	神奈川県横浜市
株式会社JVCケンウッド・デザイン	東京都世田谷区
株式会社JVCケンウッド・パートナーズ	神奈川県横浜市

④ 海外生産・営業拠点

名　　称	所 在 地
JVCKENWOOD USA Corporation	アメリカ
EF Johnson Technologies, Inc.	アメリカ
JVCKENWOOD Europe B.V.	オランダ
ASK Industries S.p.A.	イタリア
JVCKENWOOD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
JVCKENWOOD Electronics Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
JVCKENWOOD Electronics（Thailand）Co., Ltd.	タイ
JVCKENWOOD Optical Electronics（Thailand）Co., Ltd.	タイ
PT. JVC Electronics Indonesia	インドネシア
JVCKENWOOD Technologies Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
JVCKENWOOD（China）Investment Co., Ltd.	中国
Shanghai Kenwood Electronics Co., Ltd.	中国
JVCKENWOOD Hong Kong Holdings Ltd.	中国

(13) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
16,956名（1,892名）	667名減

（注）１．従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員（１日８時間換算）です。
３．臨時従業員は、パートタイマーおよびアルバイトを含み、派遣社員は除いています。なお、前連結会計年度から従業員数の算定方法を変更し、従来、臨時従業員に含めていた常用雇用の有期契約社員を従業員数に含めて記載しています。

従業員数の推移

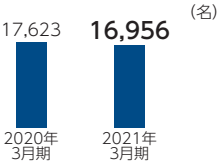

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,292名（－名）	8名減	49.5歳	23.4年

（注）１．従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員です。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員（１日８時間換算）です。
３．臨時従業員は、パートタイマーおよびアルバイトを含み、派遣社員は除いています。なお、前事業年度から従業員数の算定方法を変更し、従来、臨時従業員に含めていた常用雇用の有期契約社員を従業員数に含めて記載しています。

(14) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	8,850百万円
株式会社三井住友銀行	7,806百万円
三井住友信託銀行株式会社	7,300百万円
株式会社新生銀行	7,070百万円
株式会社横浜銀行	6,570百万円
株式会社みずほ銀行	5,752百万円
株式会社あおぞら銀行	4,000百万円
株式会社千葉銀行	1,500百万円
株式会社静岡銀行	1,485百万円
株式会社伊予銀行	1,455百万円

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況について

当社は、2021年３月26日開催の取締役会において、米国連結子会社であるZetron, Inc.の全保有株式をオーストラリアのCodan Limitedへ譲渡することを決議し、2021年３月31日付で譲渡契約書を締結、2021年５月７日に取引が完了しました。

② 取締役等の報酬等の内容に関する方針等の一部改定について

当社は、2021年５月14日開催の取締役会で、2021年度を開始年度とする新たな中期経営計画「VISION2023※1」を策定しました。また、「VISION2023」の策定に併せて役員報酬制度を見直すことで、役員一人一人に「VISION2023」目標達成の意識付けができると考え、経営責任と役割に応じた固定報酬に加え、短期および中長期にわたる持続的な業績向上を実現するための有効なインセンティブ制度の導入等、報酬制度を改定することとしました。

改定後の取締役等の報酬等の内容に関する方針等は、以下のとおりです。

1）取締役等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬制度を固定報酬、短期インセンティブ（以下、「STI」※2といいます。）および中長期インセンティブ（以下、「LTI」※3といいます。）による３層構造として、その報酬内訳を明確にします。具体的には、取締役には、2021年６月25日開催予定の第13回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に会社提案として上程する第４号議案「取締役の報酬額改定の件」（本書29頁をご覧ください。）における改定後の取締役の報酬の限度額（年額432百万円以内（うち社外取締役分年額96百万円以内）。使用人を兼務する取締役の使用人部分の報酬（執行役員分の報酬を含む。）を含む。）の範囲内で固定報酬およびSTIを支給します。また、LTIは、上記の取締役の報酬の限度額とは別枠で、株式報酬として支給します。ただし、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う社外取締役および執行役員を兼務しない取締役は、STIおよびLTIの支給対象外とします。また、取締役を兼務しない執行役員にも同様の固定報酬、STIおよびLTIを支給します。

※１　「VISION2023」の概要は、本書40頁をご覧ください。
※２　STI：Short Term Incentiveの略。
※３　LTI：Long Term Incentiveの略。

（次頁へつづきます。）

役員報酬制度の現行制度との比較

現行制度	①固定報酬を取締役の報酬の限度額（月額36百万円）の範囲内で支給。
① 固定報酬	・取締役には基本報酬、役位および職位ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し支給。 ・取締役を兼務する者を含む執行役員には、執行役員報酬として、役位および職位ごとに内規で定められた報酬額に前事業年度の業績評価（最大1.5か月分減額から最大3か月分加算まで）を加減して当事業年度の個別の固定報酬額を決定して月額報酬として支給。 ・月額報酬から当社株式取得のため役員持株会へ一定額を拠出。 ※固定報酬にSTIとLTIの要素を包含して金銭で支給。

↓

新制度（予定）	①固定報酬および②STIを取締役の報酬の限度額（年額432百万円*）の範囲内で支給。③LTIは別枠で支給。 *月額換算額　36百万円（現行から変更なし。）
① 固定報酬	・役位（社長、副社長、専務および常務等）ならびに職位（代表権、取締役会議長および指名・報酬諮問委員会委員等）ごとに内規で定めた報酬額。 ・月額報酬として金銭で支給。
② STI	・当期の業績を当期に反映するため、賞与として支給。 ・月額報酬額から算出される一定の割合の額を算定基準額とする。 ・毎年の業績（利益、資本効率指標等）に連動して、算定基準額の0％（支給なし）から200％（算定基準額の倍額）までの範囲で支給額を決定し、金銭で支給。 ・社外取締役および執行役員を兼務しない取締役は、STIの支給対象外。
③ LTI	・株式交付信託制度を採用。 ・株式は役員退任時に交付。 ・役位、職位ごとに付与ポイントを決定し、安定的に株式（ポイント）を付与。 ・株価上昇をインセンティブ要素とし、業績による付与ポイント加算は行わない。 ・社外取締役および執行役員を兼務しない取締役は、LTIの支給対象外。
備考	固定報酬、STI、LTIの比率は、75:15:10から85：8：7までの範囲内で取締役会で決定します。

当社は、取締役および執行役員の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、取締役会で決議された内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、固定報酬については、役位（社長、副社長、専務および常務等）ならびに職位（代表権、取締役会議長および指名・報酬諮問委員会委員等）ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し月額報酬として支給します。

当社は、個別の基本報酬額から算出される算定基準額に対して、毎年の業績（利益、資本効率指標等）に連動して０％（支給無し）から200％（算定支給額の倍額支給）まで加減するSTIを賞与として支給する予定としています。当方式は、毎年の業績目標設定時に指標を明瞭にすることができるとともに、報酬額が業績の増減に応じて増減するため、インセンティブとして適切と判断し採用したものであり、本株主総会の第４号議案「取締役の報酬額改定の件」（本書29頁をご覧ください。）をご承認いただくことを条件に、業績に連動させる具体的な指標および加減係数の決定を含め、指名・報酬諮問委員会の審議で妥当であるとの結論を得た上で、取締役会で決定します。

STI対象者は、取締役を兼務する者を含む執行役員とし、社外取締役および執行役員を兼務しない取締役は、STIの支給対象外としています。

また、当社は、内規による金銭報酬（固定報酬およびSTI）に加え、LTIとして当社の取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除きます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関して、本株主総会に第５号議案「取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件」（本書30頁から32頁までをご覧ください。）を上程しました。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。本制度に基づく株式報酬は、本株主総会の第５号議案をご承認いただくことを条件に支給することとしており、また、取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定としています。

本制度の概要は、以下のとおりです。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役を除く。）
② 当初の対象期間	2022年３月末日に終了する事業年度から2024年３月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間（3事業年度）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金96百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数および交付する株式数の上限	1事業年度あたり290,000ポイント（1ポイントは当社株式1株とし、1事業年度あたりのポイント数の上限に相当する株式数は290,000株。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整される。）
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

当社は、以上の報酬制度に加え、取締役および執行役員が任意で役員持株会を通じて当社株式を毎月一定額規模で取得して、中長期業績を重視した株主の目線に立った経営が行えるように環境を整備しています。

役員に対する株式報酬制度の導入についての詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jvckenwood.com/jp/ir.html）を、また、当社役員報酬に関する議案は、「第13回定時株主総会招集ご通知」27頁から32頁までをご覧ください。

2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　400,000,000株

(2) 発行済株式の総数　164,000,201株
（うち自己株式 59,758株）

(3) 株主数　49,122名

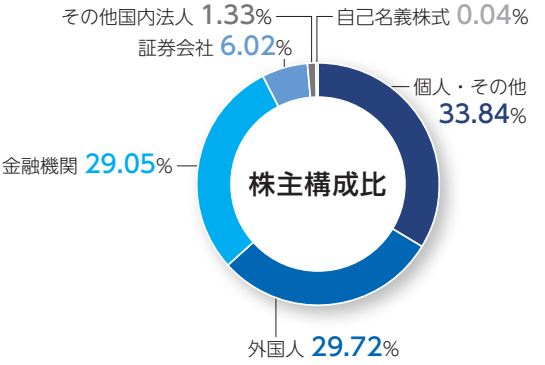

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,613,200株	8.91%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,547,100株	8.26%
INTERACTIVE BROKERS LLC	4,229,125株	2.58%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,775,000株	1.69%
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	2,654,200株	1.62%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,570,630株	1.57%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	2,482,000株	1.51%
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	2,310,400株	1.41%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	2,278,745株	1.39%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,206,841株	1.35%

（注）持株比率は、自己株式（59,758株）を控除して計算しています。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況等
辻　孝夫	代表取締役	取締役会長 デクセリアルズ株式会社　社外取締役
阿部康行	取締役	取締役会議長　指名・報酬諮問委員会　委員 株式会社SUBARU　社外取締役 株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ　顧問
江口祥一郎	代表取締役	社長執行役員　最高経営責任者（CEO※1）　指名・報酬諮問委員会　委員
宮本昌俊	取締役	専務執行役員　最高財務責任者（CFO※2）
野村昌雄	取締役	専務執行役員　オートモーティブ分野責任者、同分野　OEM事業部長、DX※3ビジネス事業部担当、IT部担当
園田剛男	取締役	執行役員　最高技術責任者（CTO※4）、技術開発部担当、ものづくり革新部担当、知的財産部担当、法務部担当、調達・物流管理部担当
鈴木　昭	取締役	専務執行役員　パブリックサービス分野責任者、経営基盤改革室長
岩田眞二郎	取締役	指名・報酬諮問委員会　委員長 株式会社A. L. I. Technologies　社外取締役
浜崎祐司	取締役	指名・報酬諮問委員会　委員 株式会社明電舎　代表取締役会長 一般社団法人日本電機工業会　会長

氏　名	地　位	重要な兼職の状況等
藤田　聡	常勤監査役	—
今井正樹	常勤監査役	—
齊藤勝美	監査役	株式会社チュウチク　社外取締役
栗原克己	監査役	日本アンテナ株式会社　社外取締役

※1：Chief Executive Officer、※2：Chief Financial Officer、※3：Digital Transformation、※4：Chief Technology Officer

（注）1．取締役　阿部康行氏、岩田眞二郎氏および浜崎祐司氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
2．監査役　齊藤勝美氏および栗原克己氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
3．監査役　藤田聡氏は、過去約10年間にわたり当社グループにおいて財務経理部門等を担当した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。
監査役　今井正樹氏は、公認内部監査人（CIA：Certified Internal Auditor）の資格を保有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。
監査役　齊藤勝美氏は、当社グループ外の上場企業の経営企画部門、取締役等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。
監査役　栗原克己氏は、当社グループ外の上場企業の常勤監査役等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有します。
4．取締役　岩田眞二郎氏は、2020年6月27日付で兼職先である株式会社ベネッセホールディングスの取締役会長（社外取締役）を退任しました。
5．取締役　浜崎祐司氏は、2020年6月9日付で兼職先である一般社団法人日本電機工業会の副会長を退任し、同日付で同法人の会長に就任しました。
6．監査役　栗原克己氏は、2020年6月26日付で兼職先であった株式会社リコーの常勤監査役を退任しました。
7．当社は、取締役　阿部康行氏、岩田眞二郎氏および浜崎祐司氏ならびに監査役　齊藤勝美氏および栗原克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
8．当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当等の異動はありません。
9．当事業年度末日後における取締役および監査役の地位および担当等の異動は次のとおりです。
（2021年４月１日付）

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況等
野　村　昌　雄	取締役	専務執行役員　オートモーティブ分野責任者、IT部担当、事業改革担当
園　田　剛　男	取締役	常務執行役員　最高技術責任者（CTO※）、技術開発部担当、ものづくり革新部担当、知的財産部担当、法務部担当、調達・物流管理部担当

※：Chief Technology Officer

10．当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、2021年４月１日現在、上記取締役のうち、江口祥一郎氏、宮本昌俊氏、野村昌雄氏、園田剛男氏および鈴木昭氏のほか以下８名の合計13名であります。

氏　名	地位および担当等
栗　原　直　一	常務執行役員　コーポレート部門担当（人事部、総務部、秘書室、サステナビリティ推進室担当）、EMEA※1総支配人
髙　田　伸　一	常務執行役員　コーポレート部門担当補佐（企業コミュニケーション部担当）、経営企画部長
寺　田　明　彦	執行役員　中国総代表
林　　和　喜	執行役員　オートモーティブ分野責任者補佐（DXビジネス事業部担当）、事業組織改革担当
村　岡　　治	執行役員　米州総支配人、APAC※2総支配人、海外事業強化担当
関　谷　直　樹	執行役員　オートモーティブ分野　アフターマーケット事業部長、国内マーケティング本部長
岩　崎　初　彦	執行役員　メディアサービス分野責任者、同分野　メディア事業部長
佐　藤　勝　也	執行役員　パブリックサービス分野　無線システム事業部長

※1：Europe, Middle East and Africa、※2：Asia Pacific

（2）取締役および監査役の報酬等の額（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	10	194
(うち社外取締役)	(3)	(48)
監査役	7	64
(うち社外監査役)	(4)	(18)
合　　計	17	259

（注）1．上記には2020年６月19日開催の当社第12回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでいます。
2．上記には2020年６月19日開催の当社第12回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役３名を含んでいます。
3．上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。当社は内規に従い、取締役の報酬および使用人である執行役員の報酬を区分して支給しています。使用人分給与の支給を受けた使用人兼務取締役は５名で、当社が当該５名に支給した使用人分給与の合計額は75百万円となっています。

4．当社は、取締役を兼務する者を含む執行役員には、内規で算定された個別の基本報酬額に利益業績（コア営業利益および当期純利益の増減益額）に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで、業績連動要素を加味した個別報酬額を執行役員報酬として支給しています。具体的には、執行役員の役位および職位ごとに内規で定められた報酬額に前事業年度（2020年３月期）の業績評価（最大1.5か月分減額から最大３か月分加算まで）を加減して当事業年度（2021年３月期）の個別の固定報酬額を決定して月額報酬として支給しています（固定報酬に業績連動要素を包含して金銭で支給。）。前事業年度の全社実績は、連結コア営業利益が2019年３月期約85億円に対し約56億円の実績となり、約29億円の減益、連結当期純利益（親会社の所有者に帰属する当期利益）が2019年３月期約38億円に対し約９億円の実績となり、約29億円の減益で、いずれも内規に定めるインセンティブ減算の対象となりました。前事業年度分のインセンティブ加減の算定結果は、2020年５月29日開催の取締役会に報告され、当事業年度の個別の基本報酬額を減算して個別の固定報酬額を決定しました。

5．当社は、役員の職務執行の対価としての役員報酬を金銭によるもののみとしており、役員の職務執行の対価として当社の株式または新株予約権を交付する制度を導入していません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2019年６月20日開催の第11回定時株主総会において、月額36百万円以内（うち社外取締役分月額８百万円以内）と決議いただいています。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち社外取締役３名）です。

監査役の報酬等の総額は、2009年６月24日開催の第１回定時株主総会において、月額９百万円以内と決議いただいています。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。

また、取締役および監査役には賞与、退職慰労金等を支給しないものと決議いただいています。

③ 取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役および執行役員の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、取締役会で決議された内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、基本報酬、役位（会長、社長、副社長、専務および常務等）ならびに職位（代表権、最高経営責任者、取締役会議長および指名・報酬諮問委員会委員等）ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し支給しています。

また、取締役を兼務する者を含む執行役員には、内規で算定された個別の基本報酬額に利益業績（コア営業利益および当期純利益の増減益額）に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで、業績連動要素を加味した個別報酬額を執行役員報酬として支給しています。当方式は、指標が明瞭であり、報酬が会社利益の増減に応じて増減するためインセンティブが働きやすい理由から採用したものであり、指名・報酬諮問委員会の審議で妥当であるとの結論を得た上で、取締役会で決定しています。

なお、社外取締役および執行役員を兼務しない取締役にはインセンティブ加減を導入していません。

当社は、当事業年度（2021年３月期）における執行役員報酬のインセンティブ加減にかかる目標設定にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績への影響を考慮して、内規を見直し、当該インセンティブ加減の実施を凍結しました。加えて、執行役員全員が固定報酬額の一部を自主返納するとともに、売上の下限リスクを想定したキャッシュ・アウト抑制と経費削減を推進する緊急対策として、全社で新型コロナウイルス感染症対策（CEM※）プロジェクトおよび事業体質強化を推進しました。

（※　COVID-19 Emergency Measuresの略）

かかる諸施策実施の結果、当事業年度の通期連結業績は、全社での緊急対策の取り組みにより、期初業績予想（2020年８月３日公表）を上回り、前年同期比でも減収となりましたが、すべての利益指標で増益となりました。

当社は、取締役に対して賞与を支給しないこととして株主総会で決議いただいていますが、上記のとおり、当事業年度の業績、執行役員のインセンティブ加減の実施の凍結および固定報酬額の一部自主返納等を総合的に勘案して、2019年６月20日開催の第11回定時株主総会で決議いただいた取締役の報酬額とは別枠として、当事業年度末時点の執行役員を兼務する取締役５名に対して、役員賞与として最大総額33,300千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大３か月分の合計額。）を限度として、2021年６月25日開催予定の第13回定時株主総会の第３号議案「2021年３月期（第13期）役員賞与支給の件」（本書27頁から28頁までをご覧ください。）をご承認いただくことを条件に、報酬等を支給することとしました（社外取締役および執行役員を兼務しない取締役４名は、当該役員賞与の支給の対象外です。）。

なお、各取締役に対する金額は、各取締役の当事業年度の執行役員としての業績評価等を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会による諮問手続を経て取締役会で決定する予定としています。

また、本役員賞与支給の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得ています。

なお、本役員賞与支給の株主総会議案をご承認いただくことを条件に、当事業年度末時点の取締役を兼務しない執行役員７名に対しても役員賞与として最大総額38,400千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大３か月分の合計額。）を支給する予定としています。

さらに、取締役および執行役員は、役員持株会に入会し、決定した月額報酬から一定の割合の金額を役員持株会に拠出して当社株式を毎月一定額規模で取得することにより、中長期業績を重視した株主の目線に立った経営を行っています。

④ 取締役等の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で取締役および執行役員の個別報酬の決定プロセスを指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議した内規により明確化しており、取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容の決定について代表取締役に再一任していません。

⑤ 取締役等の個人別の報酬等の内容が取締役等の報酬等の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役会は、当事業年度にかかる取締役等の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された内規と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

⑥ 監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、監査役の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、内規により監査役の報酬額の決定方法を定めています。具体的には、常勤監査役と非常勤監査役の２段階で設定される基本報酬および職位（監査役会議長）に応じて設定される報酬により構成されています。監査役の報酬は業績連動要素を導入せず、固定報酬として定めています。なお、内規では金銭報酬額の決定方法のみを定めており、当社は、監査役に対し、職務執行の対価として株式または新株予約権等の金銭以外の報酬を支払っていません。

当社は、監査役が取締役と同様、任意で役員持株会を通じて当社株式を毎月一定額規模で取得して、株主の目線も踏まえた監査が行えるように環境を整備しています。

当社は、2021年5月14日開催の取締役会で、2021年6月25日開催予定の第13回定時株主総会で第4号議案および第5号議案をご承認いただくことを条件に、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容を変更することを決議しており、変更後の2021年度の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告　1　企業集団の現況に関する事項　（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項　②取締役等の報酬等の内容に関する方針等の一部改定について（本書50頁）に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等（2021年３月31日現在）

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容	関　係
社外取締役	阿　部　康　行	株式会社ＳＵＢＡＲＵ	社外取締役	当社との間に特別な取引関係はありません。
		株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ	顧問	
	岩　田　眞二郎	株式会社A.L.I.Technologies	社外取締役	
	浜　崎　祐　司	株式会社明電舎	代表取締役会長	
		一般社団法人日本電機工業会	会長	
社外監査役	齊　藤　勝　美	株式会社チュウチク	社外取締役	
	栗　原　克　己	日本アンテナ株式会社	社外取締役	

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	阿　部　康　行	当事業年度の取締役会への出席回数　14回（出席率　100.0%） 経営者および海外等での電機・機械・情報産業分野等における豊富な経験・知識や専門的見地からの適切な助言とともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っています。 また、指名・報酬諮問委員会　委員を務めました。 当事業年度の指名・報酬諮問委員会への出席回数　17回（出席率　100.0%）
	岩　田　眞二郎	当事業年度の取締役会への出席回数　13回（出席率　92.9%） 技術者および経営者としての情報通信領域・自動車関連領域等における豊富な経験・知識や専門的見地からの適切な助言とともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っています。 また、指名・報酬諮問委員会　委員長を務めました。 当事業年度の指名・報酬諮問委員会への出席回数　17回（出席率　100.0%）
	浜　崎　祐　司	当事業年度の取締役会への出席回数　14回（出席率　100.0%） 技術者および経営者としての情報通信領域・自動車関連領域等における豊富な経験・知識や専門的見地からの適切な助言とともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っています。 また、指名・報酬諮問委員会　委員を務めました。 当事業年度の指名・報酬諮問委員会への出席回数　17回（出席率　100.0%）
社外監査役	齊　藤　勝　美	当事業年度の取締役会への出席回数　11回（出席率　100.0%） 当事業年度の監査役会への出席回数　12回（出席率　100.0%） 当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営を通じて得た財務および会計等に関する豊富な経験・知識や専門的見地および人的関係等を当社の監査の充実に活かすとともに、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
	栗　原　克　己	当事業年度の取締役会への出席回数　11回（出席率　100.0%） 当事業年度の監査役会への出席回数　12回（出席率　100.0%） 当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営を通じて得た財務および会計等に関する豊富な経験・知識や専門的見地および人的関係等を当社の監査の充実に活かすとともに、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

（注）1.当事業年度中、取締役会は14回、監査役会は15回、指名・報酬諮問委員会は17回開催されています。
2.監査役　齊藤勝美氏および監査役　栗原克己氏は、2020年６月19日開催の第12回定時株主総会終結の時より監査役に就任しており、その出席率は、就任後に開催された取締役会11回、監査役会12回により計算しています。

③ 責任限定契約に関する事項

（社外取締役および社外監査役の責任限定契約の概要）

当社は、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を定款で定めています。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とすることとしています。

④ 当社の親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	175百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	206百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 「1.企業集団の現況に関する事項（10）重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載の子会社のうち、JVCKENWOOD USA Corporation、JVCKENWOOD Europe B.V.、PT. JVC Electronics Indonesia、Shanghai Kenwood Electronics Co., Ltd.、JVCKENWOOD Hong Kong Holdings Ltd.、ASK Industries S.p.A.については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当するときは、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、監査役会は、原則として、会計監査人が監督官庁から監査業務停止の処分を受けるなど当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

以　上

事業報告の「会社の体制および方針」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jvckenwood.com/ir/stock/stockholder/）に掲載しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産	
流動資産	**167,451**
現金及び現金同等物	59,644
営業債権及びその他の債権	51,622
契約資産	1,288
その他の金融資産	1,772
棚卸資産	42,574
製品回収権	229
未収法人所得税等	885
その他の流動資産	3,781
小計	161,799
売却目的で保有する資産	5,651
非流動資産	**96,875**
有形固定資産	52,127
のれん	2,119
無形資産	17,024
退職給付に係る資産	3,090
投資不動産	2,961
持分法で会計処理されている投資	4,199
その他の金融資産	9,957
繰延税金資産	4,715
その他の非流動資産	679
資産合計	**264,326**

科　目	金　額
負債	
流動負債	**106,541**
営業債務及びその他の債務	43,387
契約負債	2,402
返金負債	4,363
借入金	23,190
その他の金融負債	4,455
未払法人所得税等	1,507
引当金	1,958
その他の流動負債	23,117
小計	104,383
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	2,158
非流動負債	**89,261**
借入金	52,396
その他の金融負債	8,540
退職給付に係る負債	24,186
引当金	1,156
繰延税金負債	1,884
その他の非流動負債	1,096
負債合計	**195,803**
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	**64,645**
資本金	13,645
資本剰余金	42,086
利益剰余金	7,574
自己株式	△39
その他の資本の構成要素	1,378
非支配持分	**3,877**
資本合計	**68,523**
負債及び資本合計	**264,326**

連結計算書類の連結持分変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jvckenwood.com/ir/stock/stockholder/）に掲載しています。

連結損益計算書（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額
売上収益	**273,609**
売上原価	**199,049**
売上総利益	**74,560**
販売費及び一般管理費	**67,086**
その他の収益	2,056
その他の費用	4,251
為替差損益（△は損失）	△385
営業利益	**4,893**
金融収益	566
金融費用	1,153
持分法による投資損益（△は損失）	227
税引前利益	**4,533**
法人所得税費用	1,829
当期利益	**2,704**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,154
非支配持分	549
当期利益	**2,704**

計算書類

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産	
流動資産	**67,864**
現金及び預金	28,505
受取手形	226
売掛金	19,959
商品及び製品	8,544
仕掛品	426
原材料及び貯蔵品	2,021
前渡金	53
前払費用	563
短期貸付金	3,750
未収入金	3,402
その他	1,657
貸倒引当金	△1,248
固定資産	**146,689**
有形固定資産	**25,628**
建物	5,991
構築物	133
機械及び装置	389
車両運搬具	90
工具、器具及び備品	1,777
土地	17,023
建設仮勘定	222
無形固定資産	**6,945**
ソフトウェア	6,884
その他	60
投資その他の資産	**114,115**
投資有価証券	5,105
関係会社株式	93,708
関係会社出資金	3,607
長期貸付金	45
破産更生債権等	11
長期前払費用	335
前払年金費用	10,376
その他	1,101
貸倒引当金	△176
資産合計	**214,553**

科　目	金　額
負債	
流動負債	**73,237**
支払手形	289
買掛金	13,439
短期借入金	31,008
一年内返済予定の長期借入金	14,328
リース債務	40
未払金	6,126
未払費用	5,444
未払法人税等	168
前受金	162
預り金	540
製品保証引当金	160
その他	1,528
固定負債	**68,536**
長期借入金	50,542
リース債務	61
再評価に係る繰延税金負債	1,395
繰延税金負債	3,596
退職給付引当金	10,689
関係会社事業損失引当金	1,493
資産除去債務	538
その他	220
負債合計	**141,773**
純資産	
株主資本	**67,703**
資本金	**13,645**
資本剰余金	**52,140**
資本準備金	13,645
その他資本剰余金	38,494
利益剰余金	**1,956**
その他利益剰余金	1,956
繰越利益剰余金	1,956
自己株式	**△39**
評価・換算差額等	**5,076**
その他有価証券評価差額金	757
繰延ヘッジ損益	1,151
土地再評価差額金	3,167
純資産合計	**72,779**
負債及び純資産合計	**214,553**

損益計算書（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**148,419**
売上原価		**127,003**
売上総利益		**21,415**
販売費及び一般管理費		**24,781**
営業損失		**3,365**
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	3,037	
投資事業組合運用益	489	
雇用調整助成金収入	1,414	
その他	585	5,597
営業外費用		
支払利息	744	
借入手数料	464	
為替差損	187	
貸倒引当金繰入額	127	
関係会社事業損失引当金繰入額	214	
その他	211	1,950
経常利益		**281**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	289	
その他	12	303
特別損失		
固定資産除却損	408	
減損損失	41	
投資有価証券売却損	18	
投資有価証券評価損	368	
関係会社株式評価損	3,198	4,034
税引前当期純損失		**3,449**
法人税、住民税及び事業税	132	
法人税等調整額	175	308
当期純損失		**3,758**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ＪＶＣケンウッド
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫　延生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平貴史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野洋平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＪＶＣケンウッドの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ＪＶＣケンウッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ＪＶＣケンウッド
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫　　延生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平貴史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野洋平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＪＶＣケンウッドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、経営監査室（内部監査部門）その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

（１） 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役をはじめ執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において事業部門等の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてその本社、主要事業所等を訪問、或いはオンライン会議ツールによるリモート監査により、子会社から事業の報告を受けました。

（２） 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、経営監査室（内部監査部門）その他の従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

（３） 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

株式会社ＪＶＣケンウッド　監査役会

監査役（常　　勤）	藤田　聡 ㊞
監査役（常　　勤）	今井正樹 ㊞
監査役（社外監査役）	齊藤勝美 ㊞
監査役（社外監査役）	栗原克己 ㊞

以　上

株式関連メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月開催
基準日	定時株主総会　毎年３月31日 期末配当金　　毎年３月31日 中間配当金　　毎年９月30日 上記基準日の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができます。
公告の方法	電子公告により行います。（https://www.jvckenwood.com） 当会社の公告は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所　市場第一部
証券コード	6632
単元株式数	100株
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（郵便物送付先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	0120-782-031　（午前９時から午後５時まで（土・日・休日を除く））
（インターネットホームページURL）	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について	証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。 証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。
特別口座について	株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しています。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いいたします。
お問い合わせ先	株式会社JVCケンウッド　企業コミュニケーション部　広報・IRグループ 住所：〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地 電話：（045）444-5232（直通） Eメール：prir@jvckenwood.com URL：https://www.jvckenwood.com

株主総会会場ご案内

場　所

東京都港区港南二丁目15番４号

品川インターシティホール

株主総会の受付開始時刻は
午前９時を予定しています。

アクセス

●JR「品川駅」より
徒歩約10分

●京浜急行「品川駅」より
徒歩約12分

港南口（東口）に出られましたら、１階（地上）に降りずに、右手前方に進みスカイウェイ（歩行者専用通路）をご利用ください。

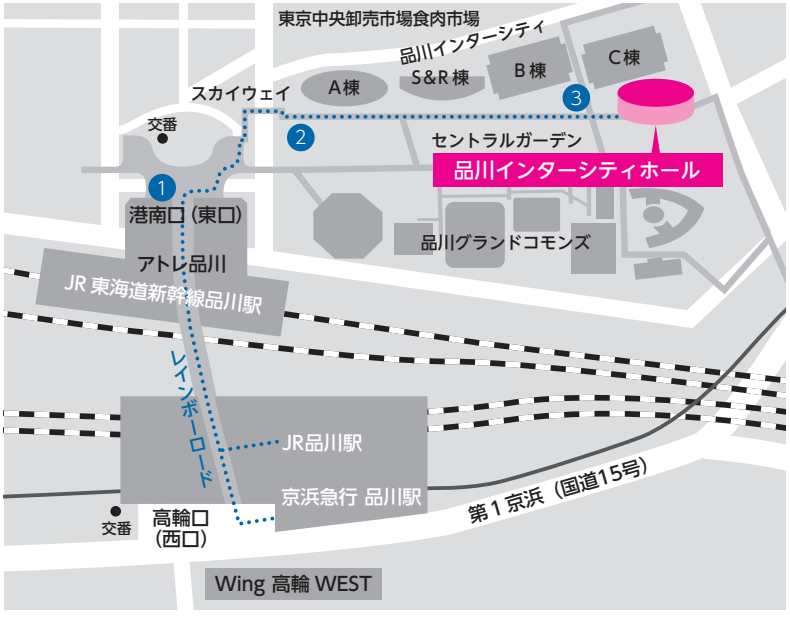

❶ JR品川駅港南口（東口）

❷ スカイウェイ

❸ 品川インターシティホール入口への階段

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応をいたします。
詳細につきましては、３頁から５頁をご覧ください。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

株式会社 JVCケンウッド

〒221-0022
神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。